

本
月
一
回
發
行

BULLETIN DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 101. OCTOBRE 1896.

Rédacteur principal. et gérant. H. Sano

Sténographe. T. Yana

Imprimeur et Editeur. S. Ikiôta

(LE BULLETIN PARAÎT TOUTS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百壹號

第
拾
月
刊
行

明治廿九年九月

明治廿九年九月

千葉縣千葉町西亥の鼻

千葉感化院

廣 告
今回當院生徒自費三名半減
三名入院を許す(當院は去明
治十九年中の創業にして數
多の少年に修身齊家の道を
授け今や一層之を擴張し資
金の度に應じて入院者を増
加しつゝあり規則書入用の
方は貳錢郵券投寄次第之を
進呈す)

明
治
廿
九
年

廣 告

宮城集治監雄勝出役所看守海嘯被害者(左記ノ通り
御寄附相成候間此段廣告候也

廿九年八月

大日本監獄協會

金貳拾貳圓

金九圓七拾五錢

金五圓

金參圓五拾錢

釧路分監員一同
埼玉縣監獄署員一同
和歌山縣監獄署員一同

網走分監員一同

發行兼編輯者

佐野 尚

印刷者

池田宗平

印刷所

東京並木活版所

明治廿九年九月十五日發行

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會事務所

東京市淺草區墨船町廿八番地

發行所

東京並木活版所

大日本監獄協會雜誌第百一號目次

◎ 說 論

- ◎ 古今の弒逆者に關する精神醫學的研究 岡田朝太郎 一〇四
- ◎ 監獄衛生論 佐藤新 一〇八
- ◎ 刑事被告に對する教誨の必要 佐村覺四郎 一一〇
- ◎ 囚人の間歇熱に就て 盧心亭主人 一一五
- ◎ 雜 錄
- ◎ 周匠なる監獄事務 極めて粗略なる監獄 監獄建築補助法案の前途 ○ 行狀表申工錢費途の記入方に就て ○ 在監遺留金品の下置する者の件 ○ 監獄に關する報告例の審査 ○ 第二回勸告保釋萬國會議 ○ 在監人頭置品の出納報告 ○ 看守にして甲乙内縣へ轉任の萬國監獄に對する書翰の整理に就て ○ 看守坐右録 ○ 監獄燈籠の施行 ○ 佛國監獄の再版 ○ 所感一東
- ◎ 海外通信
- ◎ 小河氏よりの通信二件 三〇〇
- ◎ 萬國監獄組織問答一斑 三一
- ◎ 質疑解答 三二
- ◎ 實錄 三十四件 三三
- ◎ 寄 書 三十四件 三三
- ◎ 犯人統計一覽表 ○ 人相 ○ 給與工錢に就て ○ 敢て望於司獄官 ○ 看守の品格を論ず ○ 直立處分に付て ○ 上等司獄官は會堂會議とし法律の研究其の他職務研究の必要 ○ 監獄醫に付き ○ 監獄醫士の所感 ○ 監獄協會正會員諸君に忠告 ○ 某生に答ふ ○ 流車贈送に付て ○ 所感を述ぶ ○ 直接戒護を能く擴むを要す
- ◎ 各地通信 四九
- ◎ 報 五三

廣 告

日英佛本邦監獄則 一部金費圓
對照本邦監獄則 一部金費圓
近來外國人ノ本邦監獄ヲ巡視スルモノ、
頗ル多キヲ加ヘシハ蓋シ内地雜居ノ期近
キニアルガ爲メナラント然ニ外國人從
件ノ通辨不充分ナルヨリ本邦監獄ノ眞味
ヲ彼レニ通スルノ能ハサルノ嘆ナキニ
邦監獄則ハ是等ノ缺點ヲ補ハシガ爲メ本
邦監獄則ヲ英佛兩國語ニ翻譯シ參觀ヲ請フ
トキハ先ツ該書ヲ一讀セシメ而シテ實地
ノ巡視ヲ許シ若シ署内巡視中ニ於テ實地
ヲ生スルトキハ直ニ其質問ニ答フヘキ條
項ヲ指頭ニテ々々示シ彼レヲシテ充分會
得セシナハ却テ下手ノ通辨ニ勝ルテ萬々
ナリトス御同感ナラバ速ニ御同盟アラシ
トナシ希望ス尙本書ハ日英佛文對照ナル
監獄專門ノ外國語ヲ知ルニ於テ最モ効
益アル義ニシテ諸士ニ於テモ必要ト認
メラル、ヲ以テ入用ノ諸士ハ至急御申込
アルベシ

佐野 尙

大日本監獄協會雜誌第百一號

明治廿九年十月

論 說

◎ 古今の弒逆者に關する精神醫學的研究 (承前)

特別會員 法科大學助教 岡田朝太郎

往昔と雖も彼の徒の狂者たる事は幾分か心付きたりしなり、然も當時は一面犯人を責罰し一世人を警戒せんと
いふ目的を以て峻嚴酷烈の最たる親殺の刑に處したる前既に一言せし所の如し、近來の王皇に至りては大に
彼等の精神状態を感むの故を以て寛大に處分せしめんとしたる實例尠しとせず、○ミシユレ氏の言に據ればル
ハ十五世は一時ダミアン(王に加害したる者)を投獄するに止めしむる考を抱きしといふ、○ナボレオン亦ス
タアブを赦免せしめんと欲して「卿等も遠からず渠の癡狂に在らずんば白痴たるを知らん」と述べたる事あり、
當時王の意志頗れ寛に傾きたりし雖も王の武臣堅く之に反對し渠を誅する實例に因て少壯獨乙人の惡逆を抑壓
するの已むを得ざるを固持したるが爲に遂に赦免の沙汰に及ばざりしと傳ふ、然れどもラ、サラの件に關して
は王は斷然其意見を貫きて單にヴァンサンヌの獄に幽閉せしめたりき、數年を経て該獄舎より出でたるラ、サ
ラの再び不軌を謀るや宰相ロヴィゴ氏の王に致したる報告書の欄外に王自ら記入したる所の如きは定に稀世の文

字たりといふを得べし、曰く「此件の如きは光彩を以て局を結ばざらしむる用意として餘り喧傳せざるを可也、其年齒の弱きは其非行を宥むるに餘あり犯罪の家に生れずば何ぞ渠の如き年少にして罪を犯すに致らんや、更に幾年の春秋を積まば思慮も一變する期あるべきに今日之を殺さば單に輕躁なりといふに過ぎざる者の生命を奪ひ敬すべき一族をして永久雪ぐ克はざる不名譽に沈淪せしめたりとの悔あらん、須くヴァンサンヌの獄に下し彼の頭腦の要求するらしき注意を興へしむべし、書籍を給し家族に音信を通じ時を消費する儘に放任せしむべし、此意を尙書に通じて其意見をも參酌せば亦益する所あらん」と(ロヴィゴ氏記録五卷百頁)○ルイ、フィリップ王亦アリボ赦免の事を望みムーニエを亞米利加へ送るに止めしめ○ナポレオン三世はオルシニに關して類似の處分を探らんとせり○尙近時の弑逆者たるパッサナント、ギトオ、ヒレローに至りては精神に障礙あるに拘らずそれ／＼嚴刑に處せられたり、彼等病者の無責任たらざるを得ざる加害行為に付て嚴刑を受けたる所以のもの其實醫師自らが少くもパッサナントとギトオとに關しては病者たるを識るべき總ての徵候を見出す克はずして癡狂なりと斷定するに躊躇したりしに因る、彼の徒は全く特種の人物にして彼と此とを比較するに在らずんば到底其真正なる病理上の位置性質を確認評定する克はざるを知らざりしに坐せずんばある可らず、彼の輩を論するに方りて動もすれば他に例示せんが爲に嚴刑を施さんとするが如きは賛成す可らざる所とす、一人の弑逆者を嚴罰するも他の弑逆者の手を支ふる克はざるは古來の史乘に徴して明なるのみならず「血を見て増々志の堅きを加ふ」と云へる彼れ感むべき病者自身の言却つて一理あるを見るなり、然りと雖も亦漫に彼の徒を恕して顧みざる如きも策の得たるものに在らず、ラ、サラの事件之を證して餘あり、弑逆者の十が八九は人の問ふに答へて機を得ば再擧すべきを明言す、

事情斯の如し、純然たる學理の範圍内に於て必ずしも一犯罪事實に顧慮せず一個の犯罪人種として斷案を下さざる可らず、學理は吾人に何を示すか、上來説述する如く學理の吾人に示す所他なし、弑逆者は遺傳的變質者若くは變調者にして妄信的の體質を兼ね時に幻覺を混へたる政治若くは宗教の譫妄に迷はされて自ら問罪使となり殉難者となるべき責務ありと斷定し抗拒する自由なき妄信に駆られて神又は國の名に依り名家を害するに至るものなり、畧言せば彼の輩は異常者なり、一般に半狂者ハルシヤなり、罪を犯すに至るは全然疾病の作用たり、論じて爰に至れば總ての結論を與ふる寔に容易なりとす、

弑逆者中錯亂の顯著なる例せばジャック、クレマン、ラバイアック、スタアブ、ギトオ其他の如きに對しては毫も躊躇すべき點なし、癡狂院に投ずるを唯一の良策とす、彼の輩の恐るる所亦専ら此にあり、元來英勇を以て自ら任ずる者一朝癡狂院に投せらるるや初めて従前の誇負を碎くに至るものなり、他に例示して效あるは嚴罰するに在らず狂者として待遇するに在るは疑ふ可らざる所とす、右の外ラッシ氏の所謂情慾的弑逆者の如きも幾分其程度こそ低けれ尙病者たるを妨げず、之が處分は特に注意す可き點なり、概して云ふ時は精神の平均を失して異常の行爲は社會に取りて深く恐る可き所なるが故に必要な時間、發狂的犯人を投ず可き特種の場所に幽して十分に法律上醫術上の保障を與ふるを以て最も學理に適合するものとす、蘇格及び英國に從來既に其例あり佛蘭西及び伊太利に在つても大多數の専門家は獄舎と純然たる病院との中間に位して必要の場所あるを主張す、斯の如くにして初めて學理と法制との矛盾を避け病者たる犯人を處するに酷に過ぎ寛に失する弊を救ふを得ん

(完結)

●監獄衛生論(承前)

特別會員 後藤新平氏述

又結核病に罹れる囚徒の取扱に就て若し獄醫の不注意あらんか病毒は忽ち蔓延し刑期滿ち結核病を荷ふて良民社會に出づる者多きを致すは必然なり此等は獄則の範圍内に於て充分豫防法を施して保護を加へずんばある可らず勿論此病たる十分豫防消毒法を以て防遏し得べきものなるか故に若し其法を設けずして在監人をして法律の明文外附加刑を受けしめ遂に一命を失ふことあるに至るとときは法學者も亦宜く考究せざるべからざる所とす何ぞ其れ結核のみに限らんや蔓性病にして獄内より齎し出づることあるは殆んど其常にして又敢て咎むる者なきも仔細に考へ來れば之を豫防して其害を免れしむることは最も必要のことならん信するなり近時歐洲諸國に於ては獄内より來る結核病の傳染に就て調査を遂げ其取締を爲すに至れり本邦に於ては未だ其調査も其取締も無きも其調査の如き監獄醫か其検査法に熟すれば甚だ容易にして左程手数を要するものに非ず又實驗上死亡數に若干の減少を見れば獄制に如何なる改良を加へたるが爲なるかを知らるべきか故に豫防上注意の必要なるは自ら明かなるべし

此に監獄に於ける結核病の危害如何なる慘狀を呈するかに關し最近萬國衛生年報監獄衛生篇より摘錄して參考に供すへし次に掲ぐるものは學界に有益なる「コルネット」氏の表中の第二及第三表なり

コルネット氏第二表

年 齡	實 數		全 死 亡 數	結核病に罹り死亡したる者
	男	女		
千八百八十四年より千八百八十六年に至る八年間	年 末 居 殘 在 監 囚 人 合 計 數			
男	11,011	1,584	1,111	2
女	1,584	1,474	393	4
男	1,439	1,809	495	7
女	967	1,456	337	9
男	454	84	1,540	4
女	170	197	197	2
男	21	37	40	5
女	21	37	40	5
男	21	37	40	5
女	21	37	40	5

コルネット氏第三表

年 齡	比 較 數		總 數	結核病に罹り死亡したる者
	男	女		
二十 年 以 上	2,101	1,584	3,685	308
二十 一 年	1,584	1,474	3,058	214
二十 二 年	1,439	1,809	3,248	250
二十 三 年	967	1,456	2,423	177
二十 四 年	454	84	538	107
二十 五 年	170	197	367	73
二十 六 年	21	37	58	11
二十 七 年	21	37	58	11
二十 八 年	21	37	58	11
二十 九 年	21	37	58	11
三十 年 以 上	21	37	58	11

生存者毎千人に付一箇年間の比較數

年 齡	比 較 數		總 數	結核病に罹り死亡したる者
	男	女		
七 十 年 以 上	17,100	14,404	31,504	5,005
六 十 年	5,866	4,463	10,329	1,631
五 十 年	2,733	1,986	4,719	736
四 十 年	1,687	1,218	2,905	452
三 十 年	1,106	1,069	2,175	349
二 十 年	722	696	1,418	249
十 三 年	500	477	977	185

次に掲げるものはコルチット氏表中の第五表にして是亦頗る有益なるものなり
コルチット氏第五表

年 度	在監強壯年者平均數		一箇年間死亡者總數		一箇年間結核病死亡者總數	
	男	女	男	女	男	女
千八百七十五年	一、三六二	一、八九二	三六六	四四	一、六〇	一九
千八百七十六年	一、三七六	一、八七二	三六八	四六	一、四二	二二
千八百七十七年	一、四七三	一、七四七	四〇六	六三	一、八五	二二
千八百七十八年	一、五三三	一、七六〇	四七五	四八	二、〇四	二五
千八百七十九年	一、五八四	一、八二九	五〇七	五九	二、二六	二五
千八百八十年	一、六二二	一、八二九	五五九	六二	二、四一	二五
千八百八十一年	一、七〇二	二、〇五九	五七	五	二、四一	二五
千八百八十二年	一、七九二	二、一四七	五八	八〇	二、五七	二五
千八百八十三年	一、七三六	二、一三三	五七	五	二、七二	二五
千八百八十四年	一、六八三	二、〇七	五四	八三	二、五四	二五
千八百八十五年	一、六五九	二、〇七	五五	八三	二、九八	二五
千八百八十六年	一、五八三	二、〇三	五八	一〇一	二、九三	二五
千八百八十七年	一、五五五	二、〇三	四一	四九	二、五	二二
千八百八十八年	一、四七九	二、一九〇	二九四	四三	二、一九	二二
千八百八十九年	一、四三三	二、四九六	三四	四六	一、三一	一八
及千八百九十年	一、三五九	三、〇三三	七〇九	九〇六	一、三三	一七

右は普國內務省所轄監獄の統計調査にしてコルチット氏監獄結核病説なり之を要するに結核は良民に在ては平均全死亡數百分二十三、八なり然るに監獄に在て男子全死亡數百分の四十五、八女子全死亡數百分の四十九、三なり實に在監人の結核死亡數は之を良民の結核死亡數に比すれば倍數以上なり監獄衛生の必要なる亦以て知るべきなり

凡在監人と病囚とを比較し其統計表を製するが如きは衛生上の効績如何を見るの必要なるは論を俟たず此等の統計表は醫事統計の一部にして或は之を衛生統計學と稱し一科の學術に屬するか故に監獄醫には最も必要なる職務たり監獄醫たる者は其製表の方法に就き注意せされば只數を集めて製表するのみにては不測の結果を來すこと統計學者の常に誠むる所のものたり即ち如何なる方法順序を踏み如何なる材料に由て統計せるものにして方法順序及び材料とも正當なることを確認するに足るものたらざる可らず又監獄巡閱等の當局者か巡閱に際し方法の喜ぶべきものを見は携へ歸て之を新聞官報に掲載するに止めず各監獄醫をして普く其方法順序を知らしめ互に智識を與ふる等の事を圖らざる可らざるべし監獄統計に於ては又囚徒の勞働より生ずる所謂生産高と及其就業の種類と疾病との關係如何を調査するを必要なりとす即ち衛生的注意の寬嚴に従ひ其生産力に如何なる結果を生ずるかを見るに非ざれば監獄衛生の事實を擧ること能はざるなり小官か是迄陳述せる所は之を要するに監獄衛生と國家衛生の關係監獄醫の撰任に注意すること、監獄醫をして傳染病豫防消毒のことを講究せしむること監獄醫をして衛生全般の事に與らしむること等なり其大要は已に指示並諮問事項中にも明かなれども其關係は實に國家衛生上に及す所少からざるを以て敢て鄙見を陳し獄則の許す限りは厚く衛生各般の事に注意せられんことを望む謹て諸君の傾聴を謝す

(丁)

● 刑事被告人に對する教誨の必要

別 天生 稿

教誨は寔に人を遷善改化せしむるの實を擧げ得べしとすれば、何ぞ之を以て在監者一般に及ぼさざるや、獨り囚人懲治人と限定するの要なかるべし、刑事被告人は單に身体を拘束するのみに止まり精神上の壓抑を加ふることなしとの原則に従ひ、一の懲戒處分だに施すことを得ざる今日の法制と雖も、被告人に對し教誨を加ふることは必ず爲すは、殆んど其理由なきに庶幾し

教誨を施すは決して精神上の苦痛を與ふるものに非ず、加之、外部より之を觀れば何等の壓抑を加ふるものに非ず、信不信は其人の意思の自由に存す、然れども之をして信せしむるに至る専ら教誨師の技能に依る所なりと雖も、意思の自由を奪去して迄も、教誨を加ふるは、是れ既に教誨の範圍を超越したるものにして、脅迫若くは恐喝の手段と謂ふべきなり、予輩は實に此理由を以て教誨は決して心神の制壓を加ふるものに非ずと認め、果して然らば刑事被告人にも尙教誨を與ふることを得るに非ずや、况んや其の多くは囚人に轉化するに於てれや、益々教誨の必要を説かずんばならず

予輩は先づ被告人に對して教誨の必要三点を擧げて之を証明せんと欲す

(一)被告人中頑迷執拗にして判官の審理に白狀せず、若くは疑問に應答せざるの徒に對して教誨を加ふるべきは、或は其訓諭宗教の感激に感泣して罪狀を白狀し、若くは應答するに至らむ、吾人經驗上に徴するに囚人の始めて監獄に入りしときは、固く執て毫も前科罪狀を答へざりしに、教誨師の其徒と相往來して宗教を講せし以

來は、飄然其非を悟りて悉く前科罪狀を白したるの事實あり、若し是の輩をして、拘留監に在る間に、既に、教誨師と交際せしめしならば、決して始より頑迷執拗の虞なかりしならむ、裁判官も亦之に依て、罪人白狀に補助せしむるわれは、大に時日及精神を費すを免るゝことあるは、吾人の深く信して疑はざる所なり、

(二)被告人の心性を開發し之を慰撫するに與て効あり、數ヶ月間寂寞たる監房に閉坐し、全然世間の交際を絶ち精神を發揮するに足る職業及僣悶を排すべき事業なく、悲哀交々至り氣宇擾亂するの慘狀は、誰か其僣憐を察せざらんや、彼處には父忽然其一家より引去られて離別の握手も驚歎の際行ふに違ならず、是處には折角の職業者執へられて其業を整理するの遑なく、緊要なる仕事をも放棄して工場を去る、子は不慮に驚駭する兩親の前に拘せられ、母は痛嘆措くなき愛子の前に縛せらる、縛吏は忽ち叱して曰く、行矣行矣姑くも猶豫する能はず云々と、拉し去るの狀、一点の慈愛心だになし、嗚呼斯の如きを見れば、誰か慘憺たる悲感なからんや、既にして兩腕枷に在り、悲歎交々至て、自ら無罪を感ずるも、嫌疑詰問の蒐到するを如何せん、之を約言すれば、一面被告人は屢々無罪を壓伏し良心を害はし、竟に恐るべき決心を催ふさしむるに至ることあり、無罪の感情、愾しては天道是耶否を疑はしめ、人間又神通眼を備ふる者なきを怨み、非望の企舉を爲すに至ることあらむ、今斯の如き徒の自由社會に在て語るを聞くに、皆教誨訓諭に因て其の痛哀を和らげ精神を慰め免れんと欲せざるはなし、實に是際に在ては教誨を施すこと最も多とする所ならずや、

(三)雜居拘留監に在ては、害惡防制上最も至効あり、雜居拘留監に在ては、語る所のもの、多くは世上犯罪の巧妙談なるか、若くは脱監の權謀詐計にして道義上の感念一も其間に行はれざるなり、加之、殆んど言ふに堪へざる醜行至る所の房内に行はれ、初入者と雖も是に至ては忽ち犯罪の泰斗として出獄するに至るは往々見る

所の實況ならずや、此際に在て教誨を行はんか、幾分の道義心發揮せられ、罪惡防制上最大の効著あるべきは理の當さに然るべき所なり、

以上説述したるか如く、被告人に對して教誨の必要なること、予輩は之を囚人に行ふよりも尙一層有力なる理由を以て行はれんことを希望せざるを得ず、若し犯罪者を獄卒の内に刈除すること必要なりとせば、未だ甚しく罪惡に侵潤せざる被告人に對しても教誨を加ふることを、寧ろ顯著なる効績を見るを得べきに非ずや、天の未だ陰雨ならざるに先ち、門戸を綯繆すること、蓋し愚者に非るよりは、何人も能く爲し得る所なり

終に臨んで尙一言注意すべきことあり則ち被告人の精神上に對して加ふる働作は、常に裁判官の認許を経ざる可らざることは是なり、此趣旨を以て、我法文に於ても、書信接見等一に裁判官の認許に依ることとなせり、故に教誨の場合に在ても亦判官の認許を経ること必要ならむ歟、要するに、予輩は如何なる方法手段の其間に存在せざる可からざるにも拘はらず、教誨をして普く刑事被告人に行ふこと最も緊切の事項と信じ、此点に於て裁判官監獄官並に教誨師等の猛省を希はざる可からず

當局者より斯る有益なる所論の出でんこと、曾て余輩の希望せし所なり、今や遠く北海の邊より寄贈に遭ふ、是れ予輩の喜んで本欄内に収拾する所以なり、

●囚人の間歇熱に就て

在十勝監獄醫 佐村覺四郎述

概論

編者識

間歇熱即ち「マラリヤ」は、一種瘴氣毒「ジャスマ」なる病毒の一地方に流行し、一般に濕地に多く、殊に新開の地方にありては春夏に多くして冬期に少し、故に夏期衣服の濕潤は多く之に罹れり、十勝分監創業中、大河に據て用材川流の爲め、囚人は多く衣服身体を河川に晒し、常に濕潤して乾燥せず、爲めに大に之に罹りたる事實あり、間歇熱は其原發濕冷なる土地に瘴氣毒として發し、不良の水を飲用し、或は水蒸氣を吸入して、人に感染す、其人に感染するや、説の未だ一定せざる所あるが如し、近來虻虫の媒介に由て人に感染するの一説あり、北海の如き殊に邊陲未開の地に於ては種々なる毒虫多く、虻虫の如きは人の血液を好み、人あれば群をなして來り、即時に病毒を人に媒介するも、計り知る可からずと雖ども、最近の衛生報告に由れば、人の血液に付て檢せしに、間歇熱の「プラスモチウム」即ち棲血原虫は其主要なる形狀は(一)球狀体 (二)鞭毛狀 (三)鎌狀体 (四)蓄微狀体 (五)間歇熱患者の血中には屢々色素顆粒を有する白色細胞を見るとあり等、凡て此各種の形狀を有する原虫を血液中に檢出すと云ふ、即ち人の之に感染する、元より体外より來るは理に於て明なり、即ち濕潤なる空氣の媒介に由り、又飲用水の媒介に由る、殊に夏期炎蒸の氣候にして空氣衣服の濕潤は、此原虫の生息に必要な好時機と云ふべし、故に苟も此原虫の生息に必要なものは、人に災害を招くに由て衛生豫防として之を避けざるを得ず、間歇熱の種類は一にして足らず、(一)單複及三發二隔日熱 (二)單及複隔日熱 (三)惡性熱、毎日熱、次稽留熱、及稽留熱、(四)不整間歇熱にして、實驗する所に由れば毎年夥多の間歇熱患者中以上列舉する各種間歇の實際に之れあるを証す、又各種間歇熱患者は大別すれば、輕症にして止むあり、又重症のものあり、輕症は最高の熱度は、三八、五度に止まり、重症にありては初日より四〇、度或は四

一、度あるものあり、輕重症共に區別あるもの、如し、

現在症

始め惡寒を以て來り、次て身体倦怠頭痛殊に劇甚にして殆んど之に堪はず、患者は大に煩悶す。面色は蒼白或は垢經色となり、舌は著しく白苔を象むり、患者は手を垂れ、一種奇様をなし、精神は大に鈍にして戰慄狀をなし、下顎は振盪甚しく、爲めに言語自在ならず、次て發熱身体灼熱煩喝あり、脈は浮大九十至より百十至を數ふ、脉温は始め突然四一、度に昇り、次日は三六、七に下り、第三日又昇り、三四回の此發作頭象を來し、之に鹽酸規尼涅の三、〇瓦を二回に分服して、身体を安靜に保つときは、漸次快復に赴き、氣分律好を呈して全治す、脾臟は著しく肥大し、且つ胃及腸の答答兒を兼發し、發熱中は胃部より下腹部横腹部等に疼痛あり、爲めに大に食欲を減少す、夜分も大に安眠せず、

實驗

- (一) 飲料水を煮沸して、之れを與ふれば、豫防として効あり、
 - (二) 衣服寢具を充分に乾燥せしむるとも前文に全し
 - (三) 鹽酸規尼涅の少量を常服せしむると、但し一回之に罹り再感の患ひあるものに最も効あり、
 - (四) 鹽酸規尼涅の一、五の量を皮下に注入するは効ありと雖ども、皮下注射部后ちに潰膿して后害を認め、大に患者の感情を害するに由て、内服に如くはなし、胃痛あれば左方を處す、
- 鹽酸モルヒチン〇、〇三 コロンボ末二、〇 曹達三、〇 甘草末二、〇 右散分六包とし二日分一日三回分服

(五) 「休養」最も劇烈に感染したるものと雖ども、鹽酸規尼涅の服用中は身体を休養して全治を速かならしむ、就役にて服藥するも、全治に至らざるのみならず、頑として治せず大に后害を残すとあり、

(六) 發病は始め漸次に來らずして突然惡寒發熱を以て發し、劇烈なる發熱には、口唇に發疹す、且つ胃加答兒を兼ぬ

(七) 一度之に感染したるものは、再感の習慣に陥り毎年夏期に之れに感染す、此素因を有せざるものは夏期

と雖ども之れに罹らず、

(八) 新築落成后、工場、住屋、農場等の排水法を設け土地の乾燥を來し、其減少の著しさを觀る、

(九) 濕冷なる空氣衣服は此病原体に適當なる培養基にして役業を例すれば用材川流し、下水、堀、水道工夫新墾夫、炊事夫、洒掃夫、等にして又濕地にある家屋の住居者は多く之に感染す、左に最近年表を製して參考に供せんとす

間歇熱患者年別表

年 別	月 別												合計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
明治二十五年 舊患者 新患者	九	一一	一四	一四	一九	五〇	一	一	一五	二三	三〇	六	八二
全 二十六年	七五	四六	六六	五三	六六	一一一	三三	二八	六一	七五	三五	三四	二五五
全 二十七年	四四	三七	三五	三七	三六	三六	一三九	一〇六	五八	三三	二六	二九	六一六

全	二十八年	〃	一九	一六	三六	五九	一〇五	七六	八二	六二	五八	四三	一	一	一	五五七
全	二十九年	〃	三三	三〇	七五	二九	一四	二五	一〇	八六	五三	四	一	一	一	七六〇
			〃	〃	一	〃	三	二	九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五

(備考) 本表は明治二十五年六月の創業にして、二十年七月に製表す即ち滿四年一ヶ月のものなり、本表に由て觀るときは創業以來全年七八の二ヶ月を除の外は、毎年間歇熱に侵さるゝもの實に多し、十勝新設分館は昨年八月四月開廳后未だ殘工業の爲め本年も土工、多きも一月來間歇熱豫防に充分なる注意をなし、本表に據て觀るに實に著しき其減少を來せり、此等全く監獄衛生法の實施の功と云ふも過當にあらず、亦以て監獄衛生の一日も欠くべからざるを證明するに足るべし

結 論

- (一) 一回之に罹るときは再患の素因を生ず、全治后身体衣服濕潤するときは直ちに再感す、
- (二) 年齢は中年を侵し、二十才前後より四十五才のもの多し、
- (三) 四季は春夏の二期に多く秋冷の二期に少し、嚴冬積雪の候には絶てなし、
- (四) 著しく腸胃加答兒を兼發す、
- (五) 劇症にありては必ず口唇に匍行疹を發す、
- (六) 一般良民の關係に差異を見ず、良民も同じく身体衣服の濕潤及不良の水を飲用するときには之に感す、
- (七) 此症豫防法として煮沸飲用水を用ひ、衣服身体の濕潤を防ぎ充分の豫防として効あり、
- (八) 間歇熱は濕潤の土地に不轉居住するときは、必ず之に感染す、
- (九) 塩酸及硫酸規尼涅は間歇熱に特效あり、

刑法のはなし

虛心亭主人

實體上の數罪俱發とは、二個以上獨立の、犯罪の意志と所爲とのあつた場合、を指して謂ふのでありまして、愛に、新橋から汽車に乗込んで居つた巷賊が「横濱で百圓、神戸で百圓、盗んだと假定致しましょう、前後二度に盗み取つたのでありますから、二個の獨立の所爲のあつたといふ事は明瞭です、所で前後二回の犯意も、それの、獨立して居つたか否やは、其場合に就て調べなければ、豫め何れとも決する譯には参りません、若しも、横濱では旅人が紙入を出して居たので、不圖盗む氣になり、神戸ではまた別人が居眠をして居つた爲に、またどろ悪心が起つた、といふ様な風に、前後獨立の犯意に出て居りましたのであれば、恰もこゝにのべる實體上に二罪俱發の場合となるのであります、之に反して、初より盜めるだけ盜む考の巷賊でありましたならば、二回の窃取の所爲は、一個の犯意から出た連續の所爲でありまして、實體上の俱發ではなく、次にのべる、想像上の俱發となるのであります

想像上の數罪俱發とは、一個の犯意より出で、同性質の所爲を繰返したの場合、一個の所爲が、數多の罪名に

觸れた場合、法令に依つて、或る一罪が他の重い罪の中へ吸収させて有る場合、等を指して謂ふのであります、それ〴〵例を擧げて申し上げますやう

一個の犯意より出で、同性質の所爲を繰返すと申すは、先刻述べました、船頭番助の場合が、恰度適當致して居ります、樽の中にある未定量の酒を盗まうといふ、一個の犯意よりしまして、航海中毎日少しづつ、呑むといふ、同性質の所爲を繰返したのでありますから、想像上の俱發でありまして、法律上の取扱は前後合して一罪とするのであります、また學說では、此場合を連續犯と稱へて居ります

一所爲が數多の罪名に觸れるのは、三種に小別する事が出来まして、其一は、假令へば、徵兵忌避の罪が、刑法の第百七十八條と、徵兵令の第三十一條とに觸れて居る様に、同一の所爲が、甲の刑罰法と乙の刑罰法とに觸れる場合であります、單に想像上の俱發たるに過ぎませぬ、即ち此場合は、明治十四年第七十二號布告第六條に照しまして、一罪として取扱ふのであります、其二は、一所爲で、或る罪の既遂と未遂との結果を生じた場合であります、殺意に出で遂ぐる克はず、墮胎するの意はなかつたのでありますから、外形上毒殺未遂と墮胎既遂の二罪の様ではあります、故意のない墮胎の点は罪とならず、結局毒殺未遂一罪として取扱ふのであります、其三は、一個の所爲で、多くの被害者の中に、既遂犯となるべき結果、未遂犯と見るべき狀況を生じたる、例へば、恨重る一家を皆殺にしやうと一同の喰べる飯の中へ毒を混ぜて置いた所が、之を喰つて、或る者は死し、或る者は吐血したゞけで、辛うして命はとりどめたといふ様な場合であります、此場合が、單に想像上の俱發たるに止まつて、其實体は一罪であるか、或はまた純然たる實體上の俱發であるかは、説が駁れて

居ります、私は一犯意に出で、また一所爲に依つて出来た結果であるから、實體は一罪に過ぎないと思ひますが、大審院の判決は全く其反對で、既遂、未遂、純然たる實體上の二罪俱發だと判決して居ります、

法令に依つて一罪が重い他罪の中に吸収させてありますのは、例へば、家宅侵入の所爲が、屋内の窃盜に就ては、其手段として吸収されて居り、脅迫の所爲は窃盜の中に含まれて居る様な場合を、謂ふのであります、即ち家の内へ忍び込んで、財物を奪ひまするので、家宅侵入罪と強窃盜罪との二罪の俱發ではありません、人を脅して物を取るのには、脅迫罪と窃盜罪との俱發ではありません、法令がそれを含ませて規定した、重い一罪が成立つばかりであります

右に述べる、法令が一罪を重い一罪の内へ含ませて居る場合と、極めて混じ易い、またそれが爲に、時々人が謬見を抱く場合があります、それは、人が或る罪を犯さうとするに方りまして、之を遂げるに必要な手段としまして、別の罪を犯したといふ場合であります、動もすれば目的とした罪を遂げるに缺く可らざる手段となつた罪は、其内へ含まれてしまふと主張する人がありますが、大に間違つた説でありまして、法理の上から觀ましても、犯人が別罪の手段としたといふだけの理由で、其内へ含まれてしまふ譯はない、必ずや法令の明文又は精神に出なければ、一罪は他罪に吸収されて消滅する事はなく、亦結果から觀ましても、大變な不都合が起ります、物が盗りたさに火を放けたのは、放火罪が窃盜に含まれて消ぬる、といふ様な、飛んでも無い論を唱へざるを得ざるに至りまして、到底探る事は出来ない意見と云はなければなりません

實體上の數罪俱發と想像上の數罪俱發との差別は、大体右に申上げる様なものであります、法律上數罪俱發として一の重さに従つて處斷する等の取扱をしますのは、其實体上の俱發ばかりであります、想像上のもの

は、學說の便宜上假に俱發と名けた、けであつて、其實法律上の一犯罪たるに過ぎないのであります、誤つて此場合に對して、刑法第百條に依り、一の重きに從つて處斷する等の判決を下しましたならば、其判決は破棄すべき不當のものであります

さて、數罪俱に發して何れも判決を経て居らない場合の處分方は、刑法第百條以下に規定してあります、其大要を申せば、重罪輕罪の俱發した時は、其中最も重き刑一個を適用執行せしめ、違警罪の場合は、總てに對する刑を併せ科する、といふに歸するのであります、甲を吸収主義の處分、乙を併科主義の處分と名けます、數罪俱發の處分に付て、吸収主義即ち一の重に從て處斷する主義は、頗る寬に失して刑の目的に適はない、近來の學者立法者の等しく排斥する所のものであります、

吸収主義に依つて處分されるとしますれば、一度或る罪を犯した者は、其後何十回何百回また罪を犯しても、當初の罪と同等又はそれより軽い罪でさいれば、刑に損益する處は無い、即ち少しく性質の犯罪に傾いた者に對しては、犯罪を獎勵するに等しき惡結果を來すのであります、到底或る制限を附して、それに違するまでは、數罪を犯したといふ理由で重く對する法がなければなりません——數罪俱發の事は此位で止めに致しませう

一人で二個以上の罪を犯しました時は、右に申上げました、再犯か、而らざれば數罪俱發の場合、どなるのであります、今度は、二人以上の人が共謀しまして一罪を犯した場合、即ち數人共犯の關係を逃べる事に致しませう、

其犯の關係が成立ちまするには、一定の精神上の條件と所爲上の條件とが、必要でありまして、

精神に關しては、情を知り、故意を以てする、といふ事が必要であります、或る犯罪事件に就て、數人が連合して居つたものである、通謀して居つたものである、即ち共犯が成立つて居つた、といふ事を認めやうとするには、情を知つて居つたか居らなかつたか、故意を以てしたかしなかつたか、といふ事を、第一番に調べなければなりません、

而らば情を知るとは、共犯に就ては、どんな事を知るの意味であるかと申すに、それは、他人が一定の罪を犯さんとする計畫を持つて居る事を知り、また、自分の執らんとする所爲は、其罪を遂げるに堪ゆる事を知つて居るの意味であります、例を挙げますれば

爰に某藥劑師が、友人から硫酸を呉れと云はれて、注文通りにそれを遣つた、處が、友人はそれで人を殺した、と假定致しませう、友人に毒殺の計畫のある事知らずに與へたのでありますれば、所謂情を知らない者でありまして、某藥劑師は毒殺の共犯といふ事は出来ません、即ち、情を知らなければ、共犯が成立たないといふ一例です、次に又、情を知つて居つても、自分が之に對して執る所の所爲が、犯罪の能力のある事知らなければ、同じく情を知らないもの、共犯とは云へない一例は、少しく右の例を變へまして、藥劑師は友人の毒殺の計畫を知つて居つた、知つては居つたが、そんな非道な事をさせない考で、硫酸だと虚言を云つて無害の水薬を與へる積で、誤つて眞の硫酸を遣つたと假定致しませう、友人に毒殺の計畫のある事は知つて居るが、自分の與へる品物が、硫酸であるといふ事を知らなかつた、即ち友人の毒殺を助成してやる考がない所から、その共犯といふを得ない様になるのであります、

斯様に、情を知つて居らなければ、共犯といふ關係は成立たない、そんなら、情を知つて或る所爲を共にすれ

ば、直ちに共犯であるかといふに、もう一ツ、情を知つて居る上に、他人と共に或る罪を犯さう、他人を助けて、或る罪を遂げようといふ故意がなければなりません、同じく例に就て説明致しませう、

よく在る事です、強盜が這入つて来て、主人番頭から、下女下男に至るまで、みんな縛り付けて、只だ一人小僧を許して、金のありかへ案内させるといふ様な場合に、小僧は、他人が金を盗む積で、自分に案内を命じたい事によく知つて居る、即ち他人に犯罪の計畫のある事情を知つては居るが、自分が案内して仲間にならう、金を分けて貰はうといふ様な考で、案内する譯ではありません、それと一所に強取しようといふ考ではありません、グズグズ云つて斬られでもするのがいやさに、己むを得ず案内するのである、即ち情を知つて居つても、共に犯すの意なき爲に、共犯といふ事の出来ない一適例であります

共犯の成立つに必要な條件は、右申す、情を知ると、共に犯さうとの故意と、の二點であります、普通には、事に着手する前に、密々相談して、協議が調つてからいよ／＼實行に取掛るのでありまして、共に犯さうとの故意の一致した事は、恰度契約を結ぶとでも云つた様になつて居るのであります、

そこで、甲の者が乙の者に、犯意を通じて協議をするといふ事は、言語文書等で、明に計畫したといふ事實があつて、初めて共犯となるのであるか、但しは、所謂目顔で悟るといふ風な、舉動乃至形容によつての、黙諾でも共犯といはれるものであるか、といふ問題が起ります、この事は、あまり著書の中に見へませんが、黙諾でも共犯になると解する方が、よさそうに思はれます、横濱、横須賀、その外開港場をよくあるやつですが、外國の水兵などが日本人と喧嘩して居るのを見掛けて、近所の車夫やら仕事師やら、やち馬が澤山やつて来て、四方八方からその水夫を打つて、大怪我をさせたといふ様な場合です、前以て打合をして置いた譯ではありま

せん、而し、其奴を打ちのめさうといふ考は、其場合に及んで、言はず語らず、めい／＼のが一致したのであつて、共に一罪を犯したといふも、差支はない様に思はれます、而しそれは、反對説を探る人も勿論少からんのですから、取捨は諸君の御隨意であります、

其犯の成立つ、所爲に就ての條件としまして、互に相助けるといふ事情が無ければなりません、斯様に申しただけでは、少しく不明瞭かも知れませんが、互に相助ける事情がなければならぬのでありますから、其裏面から申せば、單に、人を救はなかつた、官に告げなかつた、といふ様な場合を除かなければならぬ事になります、或る兇徒が人を殺さうとして居る、幸ひ、自分は護身用の懐劍も持つて居るし、腕に覺もあるが、被害者は自分も豫てからに／＼居る奴であるから、捨て置け、といふ考で、そのまゝ傍觀して遂に加害者に志を遂げさせた、といふ様な場合、救助し得るに拘らず、救助しなかつたといふので、進んで加害者を助けた譯ではない、救はないのだ、手傳つて殺したのだは、全く性質が異なりますから、それを殺人の共犯といふ事は出来ません、官に告げないのも同じ事、ちよ近所に交番があるのだから、一寸告げてさへやれば、一人一人助かる様な場合、それを告げてやらないのは、勿論不徳義不人情に相違はありませんけれど、助けて殺したでなく、只だ官に告げないだけでは共犯となりません

救はない、告げない、といふだけでは、共犯と認むるに足らないのであります、其互に助けるのは、必ずしも現場でするを要しません、共犯の中の、教唆者又は従犯などは現所でなく助けるものが普通であります、その事はあどて尙詳しく申し上げませう

現場で助けるを必要としませんに、助けるに就て採つた手段は、積極でも消極でもかまひません、消極手段

で助けるといふ事は、前の、救はない、告げない、に混じ易いですが全く性質が違ふ、雇人が他處に住んで居る者と謀つて、主人の居間の金を盗ませる爲に、兩戸の錠をかけずに寐た、といふ類は、錠をかけない即ち消極の手段で、窃盜を幫助したのでありますから、只だに、他人の窃盜するのを傍觀して居つて、救はなかつた、告げなかつたのに過ぎないとは、余程事情が異つて居ります

消極の行爲に依つて共犯の成立つ、もう一層著明な例は、數人共謀して、一處に不行犯を犯した場合であります、不行犯といふものは、法廷から呼出された証人鑑定人は、一定の期日に出頭すべし、といふ様に、或る事柄を爲す可きを命じた規則に反いて、其事柄を爲さない、行はない罪を總稱するのであります、不行犯の共犯は、一同が消極の行爲を探るのが普通でありまして、証人として呼出されたものが、内々協議して、一人も出頭しなかつたならば、一同消極行爲の共犯として、刑法第百四條以下の適用を受けねばなりません、さて斯様に、精神上の要素と、所爲上の要素とが合併して、初めて成立つ所の共犯の中には、どんな種類の者があるかと申すに、通謀者の分擔した所爲の性質如何によりまして、現行刑法では、正犯と、教唆者と、従犯との三つに別けてある、

共犯者の中で、どういふ仕事をしたものが、正犯であるか、之に就て刑法第百四條に、二人以上現に罪を犯したる者は皆正犯と爲す、とあります、此規定を根據にして考へなければなりません

雑 録

●周匠なる監獄事務

(炬光もて得失を看破せよ)

近年著しく監獄事業の改善したることは明かなりと雖も、尙一段歩を高むるに非ずんば恐らくは効果を顯はすこと能はざるべし、往時の監獄事務は極めて粗漏なりしと雖も近時漸く周到なるを得るに至りしは少くともその一徴候として觀るに足るべきなり、是れ頗る喜ばしき現象なりとす、然れども亦周匠なる監獄に在ては間々繊細穿孔に過ぐるの弊なきに非ず、徒に繊細に流るゝは粗忽に失するの弊と孰れぞ、何等の必要もなきに日々綿密なる計表を作り、又は日々工錢の收入總額素品の使拂額等を調査するが如き、是れ或は可ならむと雖も之が爲めに人員を要すると甚だしく、唯さへ人少く事務過多の虞あるに搗て、加へて、斯の如きときは折角の重要な事務は爲に澁滞を免かれざるべし、當局者今少し此邊に注意したらむには簡勁にして要核を得べき方便を案出するに難らじ、斯くなりてこ

と監獄事務は今一段歩を高めたるものと謂ふべきなり

●極めて粗略なる監獄

(最劣等の監獄地位)

惟ふに、前項掲ぐる監獄は、慥かに近時に在て進歩の傾向を現はしたる監獄なりと雖も、今尙粗忽煩擾なる監獄ありと謂ふ、事務の整理は愚か、罪囚の刑名別毎月の工錢額位が漸く分り得るのみにして、署員の勤怠簿ありと雖も之に捺印するものなく、身分帳の箱は整然事務室に飾り付けられたりと雖も記入極めて不完全備品消耗品の帳簿さへ有耶無耶の中に手控帳と化したり、雜然紛然、毫も其要領を得る能はざるものあるやに聞けり、果して然らば斯かる監獄の當局者は、御骨折ならんも、今一層熱血を灑ぎ、その敏腕を揮て、截然寶刀の亂麻を斫るか如く、立ちに事務を處理しその効績を擧げられんこと切望に堪へず、

●監獄建築費補助法案の前途

(自由黨の熱心)

監獄建築費國庫補助法案は既に内閣に提出せられたりと云へば、不日閣議に附せらるべしと雖も、國費削減を主義とする現内閣なれば、閣議の結果に至りては頗

る憂慮すべきものなきにあらざ、然れども該法案は板垣伯の熱心に調査せしめられたるものにして、自由黨に於ては監獄改善の急要を監獄建築に在りとし、之か遂行を期すべき筈なるやに聞けば、假令閣議に於て否決し政府之を第十議會に提出せしむるも、必ずや、自由黨より提出すべしと云ふ、吾人は其の政府案なるを自由黨案なるを論せず曾に法案の成效を希望するのみ、

● 行狀表中工錢費途の記入方に就て

(費途と工錢額とを記せ)

改正行狀表中工錢費途の欄は、單に其の費途のみを記入すべきもの、如しと雖も、該欄には食物購求代何錢郵便税何錢と記し、其の合計は下欄費消工錢額と一致すべきものなりと云ふ、前號附録中該表の記載例も印刷粗澁の爲め其意判明せざれば、茲に記して讀者の疑を釋く、

● 在監人遺留金品の下付に就て

(受取人に注意すべし)

在監人にして死亡したるもの、遺留品下付に就ては其の受取人を嚴重に取亂したる上にあらざれば、時に或ありしことを後に到り發見せりと、誠に注意すべき事にこそ

● 行狀表變更の期

(注意一件)

行狀表改正の期限に付き先般其筋より通牒ありし趣なるか、其第四項に
一行狀表の既に調製したるものは將來勘査期變更の際まで之を費用することを得
とあるを以て、往々其の勘査期變更の際までと云ふは彼の勘査規程改正の際を指すかの疑あるよしなるが、其筋に就て聞く處に依れば、右は第一期より第二期第二期より第三期等の一期間變更の際を指すものなりと云ふ

● 水災後の監獄衛生

(排水掃除の嚴行を要す)

過般の水害、監獄の其の厄に罹りたるものは滋賀、彦根、福井、土浦等は其の重なるものにて、其他にも多少浸水したる處あるやの趣、然れども幸にして人命を傷ふなく又諸建物も滋賀縣監獄署を除くの外は大破なきよしなれば、不幸中の幸とも云ふべきか、而して水災

は疫兒の詐術に陥ることなきを保し難し、此程のこと或縣監獄署にて四人の死亡したるものあるより、例の如く遺留金品下付方を町役場に通知したるに、兩三日を経て、死亡者の妹なりとて而かも町長の在籍証明書を所持し、遺留金品の下付を請求せり、監獄署に在ては町長の証明書と唯一の証としたるが故其の取調も單に名籍原簿を繕きて姉妹の有無を照會し、妹一人とあるを以て益信を措き、金品を下付せり、其後六七日經過の後に入り又々、該死亡者の母なりとて遺留品の下付を請求せし者あるを以て、此こそ不審なれとて嚴重に子女の有無及在所等を取調たるに其の妹なるものは、死亡者の入監後間もなく他家へ縁付き遠國に引移りたりと云ふを以て、更に死亡者の身上表を見るに、警察署の回答欄に老母の云ふ如き事實を記載しあれば、始めて最初の妹と稱したるものは疫兒の使なるを發見せしかば知らざれども、單に証明書と原簿にのみ對照して其の身上票に引合せざる爲め、斯かる過ちを惹起せしは當局者も亦責なきにあらざ、而して其の妹なりとて遺留品を受取りたるものは、曾て同房したる者の妻にて

後に於ける災厄は傳染病其他の疾病にあり、之が豫防消毒は罹災監獄の最も急務とする處なり、茲に其の方法の主要を記し、聊以て當路者の參考に供す、
一、浸水したる監房其他の建物は、窓扉を開敷し大氣の流通を謀り之を乾燥すべし
二、街路庭園等に散在せる種々の動植物の廢棄物を取集め、之を屋傍其他所々に於て燒棄すべし是れ種々の不潔物を灰化せしめて自ら消毒の目的を達し土地の清潔を保ち且地所を乾燥せしむるの便益あり
三、床下の塵埃泥土及溝渠路街庭園に溜堆する塵埃汚泥等は之を掻き取り、遠く安全の地に捨るか又は海中等へ投すべし
四、床下庭園は勿論溝渠其他窪所に溜滯する汚水は、其量少許なりと雖も之を排除すべし、
五、井戸浚を爲すには、先づ井戸近傍の不潔場所を掃除し、塵埃の飛散汚水の浸染なきを務め、而して後に浚すべし、
六、井戸を浚したる後と雖も井水の清潔にして臭氣なきに到り始めて飲用に供するを得、然れども當

分の内は、必ず煮て以て飲用とすべし、
 七、壁柱其他水に浸されたる部分は、石炭酸水又は石灰乳（生石灰一合を水二升の割合にて溶したるもの）を布に蘸して十分に拭ひ床下の汚泥は之を掻取りたる上へ生石灰を撒布すべし、水に浸されざる部分と雖も清水又は湯を以て洗滌すべし、
 八、洗拭したる建物は、再び窓扉を開放し、大氣の流通を促かし、又は火力を借りて乾燥すべし、
 九、床板は、成るべく、之を剝して洗滌消毒し、壁は塗りを替へ爲すべし、其床板を剝したるときは、塵埃を集めて火を燃すを宜しとす、一面は乾燥の便となり、一面は消毒の方便たるが故なり、

●拘引狀に依り留置するもの、の件

（本誌百號參考）

前號に裁判所構内の留置場に拘禁すべきもの、戒護に就てと題し、拘引狀等にて巡查の裁判所へ引卒したるものを直に看守が引受け看視するは不都合なる旨記載せしか、此程山口縣よりの伺に對し一課へ通知せられしと云ふを聞くに、右の場合に於ては看守の看視するものに非らず、若し取締の必要あれば、巡查をして戒

るものに就ての結果如何、

一、幼兒行政上の保護方法、両親の許に在るもの、他人の手に在るもの、及其の中に就き浮浪者の養育に係るもの等に就て、

同會は各國委員の外、有志の夫人等を以て委員とし討議するものなり、又同會には併せて窮民救済の方法をも研究討議する目的なりしと、

●在監人領置品の出納報告

（取扱の管便を悦ぶ）

在監人領置品を衣類雜品の二種に分ち、記帳し報告するは煩勞にして、其の効なきを以て之が改正の希望を前號に述しが、此程いよいよ右區分を廢され、在監人所持品、捨置品、遺失品等の目にて報告することゝなれり、當局者の便幾干なるを知らず、

●看守にして甲乙兩縣へ轉任の場合に就て

（勤績とすべさか）

看守にして甲縣に奉職中、乙縣へ轉任することは從來甚稀れなりしか、近來に到り往々在職の儘轉任するものあるを見る、此場合に於ては給助金は如何にして支

護せしむべしとの旨趣なりと、其の理由とする處は、前號に記載したる旨趣と異なる處なしと、

●監獄に關する報告例の審査

（當分改正は難からん）

二三年前より内務報告例の改正あるべきやに、傳へしが、其の監獄に關するものは、先般典獄諮問の結果として尙ほ詳密審議せられつゝあるよしなれば、之か發布を見るは今後三四ヶ月の後ならんと云ふ、

●第二回幼者保護萬國會議

（瑞典國「ヂエチープ」にて）

同會は、此程刑事人類學會議を開きたる瑞西國「ヂエチープ」府に於て、人類學會議に引續き、開設するものにして、同會へ委員出席の義を同國總領事を経て、内務省へ申來れりと云ふ、然るに其の會期は九月十四日より同月十九日迄の間にして、右申込書到達のせつは既に會期經過後なりしを以て、委員派出等の詮議にも到らざりし、而して其の議會の問題と云ふは、

一、幼兒の躰格及醫學上に就ての研究、及貧院孤兒院等に在るもの、生育上の結果如何、

一、幼兒道徳上の保護方法、及感化院養育院等に在

給すべきかと云ふに、地方經濟を異にするが故、假令轉勤すると雖も給助金は甲縣奉職中の年數に打切り、甲縣に於て給助し、乙縣にありては更に轉勤當時より起算すべき筈なりと、而して一方の特別任用等の資格に要する年數には甲乙兩縣の奉職年數を通算すべきことに定めあるやに聞く、

●素品の整理に就て

（秩序正然たるべし）

作業素品の整理は随分難事とする處なるが、聞く處に依れば官司業の素品と受負人の素品と混淆し、又在庫品の帳簿に記載しある素品に工場渡の素品と合同しあるものありて、容易に帳簿と對照することも能わざるものありと、余輩素より之を信せずと雖も、其の整理の難きものに就ては、其の難き丈け夫れ丈け、一層の注意を煩わさざるを得ず、

●看守坐右錄

（思出の節二つ三つ）

一、汝の服裝を端麗にし、汝の靴を磨くは、威嚴を保つゝの好方便
 一、工場勤務の看守は雜談私語を敵と思へ

一、四人に對する言語は自から品格を保て
 一、汝の働作をして、極めて規律確守に意を用ゐよ

●監獄幻燈の流行

(保護會社設置の捷徑として)

監獄事業の何物たるやを世人に知らしむるには、新聞に演説に、其方法少なからずと雖も、最も經捷とするは幻燈演説にあるか如し、近來獄務當局者に於ても、保護會社の必要等に際し、幻燈の催しありて、現に香川縣富山縣杯にも幻燈演説を行われたりし趣なるが、其の成績は頗る好良なりしと聞く、因に記す本會の佐野尙氏も地方の招聘に應じ、會務を繰合せ、曾て發明せし處の諸種の幻燈を携帶出席すべしと

●佛國監獄に對する書籍

(加地氏の寄稿)

曾て山縣道露大使の隨行として、歐洲へ出張せられし加地鈔太郎氏より、此程佛國監獄論并に佛國監獄囚徒訪問要訣なる書籍を、本會へ寄稿せられたれば、現時續て掲載する處の萬國監獄組織の問答一班の終了を待ち本誌に譯出すべし、茲に加地氏の厚志を謝すると共に會員諸君に紹介す、

來月上旬には發送濟の都合なり、御希望の士は早速本會に御申込ありたし

●所感一束

惡口生

●看守精勤証書と、囚人賞表とは其取調條件畧ぼ相似たり而して之を附與するに付ては又共に周密なる注意を要す、聞く頃日此兩者に對する不平甚た多しと、或は粗漏の調査なきか

●上官にして看守を指揮監督すると、看守にして囚人を遇するに其に愛憎偏頗なきを要す、聞く頃日此兩者に對する不平頗る多しと或は不公平の處置なきか

●看守部長は後日典獄たるの初階にして近くは看守長の候補たり、然ども部長たり看守長たり典獄たらんには之に適當する技倆なかる可らず、頃日部長撰擇に付き批難噴々或は失當の撰擇なきか

●教誨師の任務は専ら囚徒を感化歸善せしむるにあり然るに往々他教を攻撃して我田引水的の教誨を爲すものありと、是れ果して囚徒教誨に必要あるか

●信教は自由なり素より之を牽制す可らず、然れども佛教徒の教誨を執る監獄に耶穌教を信する吏員あり、

●監獄巡覽

(附教誨視察者)

九州地方監獄巡覽并に警務視察として出張ありし有松内務書記官、群馬長野新潟三縣監獄巡覽として出張ありし印南内務局、東京近縣教誨事務實見として出張ありし三池監獄課員等は孰れも去月中に歸京せられたり諸氏の調査事項は余輩之を知らずと雖も、各縣とも監獄内務の事務は年々改善の域に進み行く有様なりと慶賀すべきことになん、

●元茨城縣典獄酒泉温忠氏

(監獄課員とならる)

同氏は此程内務局となり監獄課勤務を命せられしと、余輩は推測す、氏は遠からず再び地方の典獄とならるべき準備にはあらざるか

●看守服務要綱の再版

(十一月月上旬に發送濟)

本會出版の同書は、計らずも地方諸士の贊助を得、多くは看守教科書用として採用せられたり、第一版の分は最早疾に賣切となり、各地の申込に應ずる能はざるの遺憾あれば、此度再版に附することとなり、遅くも

直接囚徒に對して之れか利害を説くものありと、是れ大妨害物たらざるか

●囚徒虐待事件屢々歐州地に現はると、小河氏の書信に見ふ、未だ内幕知れざる我國の監獄に於ても亦た此事なきか

●紀律嚴正は當今監獄の通語なり、然れども内に省みれば種々言ふ可らざる情實流行すど、果して然らば紀律嚴正の實何れに在るか

●自ら萬事整頓せりど誇稱する監獄、却て濫糶現出するは氣の毒の至りなり、囚徒より給與工錢の違算を訴ふること多きは其一例、百足も轉ぶの通辭を用ふるものなきか

●我國監獄事業今や漸く重を置かれんとするの傾向あり此間に處する當途の士果して如何なる決心ある、聞く頃日潜在移業を企畫するもの多々なりと、朝夕監獄改良を唱ふるもの何ぞ夫れ薄情なるか

●典獄は一監獄の主腦なり、典獄の賢不肖は治獄上に大關係を有す、此に於てか近來典獄の人物撰定を論ずるもの多々、此間に處する典獄の覺悟如何、今猶は田舎の村長然たる典獄なきか

海外通信

●小河氏より小泉典獄に宛てたる通信

書暫時下益御清康御執掌可被遊奉敬賀候次に小生義不相換瓦全罷在候間乍憚御省慮可被成平生は御疎音打過居候段御寛恕奉願候、却説先般貴縣外東北二縣大海嘯之珍事、漸く昨日接手之本邦新聞紙に據り委細詳悉致し慘禍の極、何ども申様も無之痛悼此事に奉存候、右海嘯に就ては貴監雄勝濱出役所も少からざる損害を受けられ候由に有之、吏員並に囚徒の禍難、悲痛之至り老台御傷心之程奉恐察候、乍去此大事變に際し二百の囚徒中、僅かに四名の死者を出だし少數の吏員中、職に殉する者を出だすこと八名の多きに至る、而して逃走者を見る殆んど絶無と傳ふ如何に當局吏員諸氏が此未曾有の急難に處して機宜の當を得、且つ忠勇、以て其職を盡されたるかを証明するに足るべく萬世之龜鑑真に以て我監獄改良史に特筆すべき美談と確信仕候素養あるに非ざれば即ち此に至るべからず、全く是れ老

合平生御薰陶の宜しきを得たる結果と深く敬服仕候、想ふに此一事聊か以て老台の御傷心を慰むるに足るべく、我僚友社會亦た擧つて同情を表し殉難諸氏に對しては勿論老台御始め貴監僚友各位殊に出役所當局の諸氏に對して其偉功を感謝する所あるべしと確信仕候、右不取敢御見舞旁々鄙衷申述度當時恰かも旅行前多忙に際し委曲尽し難く乱筆不文御推讃奉願候勿々敬具
八月三日
獨逸に於て

小泉典獄殿 侍史
小河滋次郎

尙々出役所遭難當時の事况は委細浦監獄課長より送附せられ候書面に由り詳悉仕候間、

●小河氏よりの通信

尊書拜讀益御清榮奉敬賀候小生事不相換瓦全愈々暑中休暇と相成候に付來る七日頃より當地發程各地旅行の上瑞西に到り刑事人類學の會議を濟ませ夫れより伊國埃國を巡遊して十月初旬伯林に歸着の筈に御座候過般御投惠被下候貴著服務要綱佐野氏より送付せられ正に拜受御懇情奉謝候坪井兄へも宜敷御禮奉願上候

過日石澤典獄より故ゼト、ハ、氏、吊祭會の件に付、同氏遺族へ報告すべき旨御依頼有之拜承仕候數日前書面を以て同氏母堂まで不取敢略報致し置候何れ伯林へ歸着の上委細面陳可仕未だ母堂の返信に接し不申候得共定めて非常に満足致し居り候事と存候右御序の節石澤翁へ御一報煩し度願上候
東北海嘯の慘、驚き入り申候雄勝出役所看守の働らき天晴れと云ふの外なく萬世の龜鑑、斯道無二の活標本監獄改良史の上に特筆すべく、此働らき正しく千部萬部の監獄學教科書に優るの力あるべく、御同前に讀書の人、此八勇士の前に對しては復た一文の價直もなし十分其偉勳を表彰するの御工夫希望の至りに候
小生歸朝の期も追々近寄り申候歸途何れ英國へ渡航可仕(以下略)

右は貴酬旁申上度此如に御座候勿々拜復
八月三日

印南老兄 侍史

小河滋二郎

翻譯

譯

●萬國監獄組織問答一班(前號の續き)

問 愛蘭の組織如何
答 典獄教師醫官はロール、リユトナン(官名)に依て任ぜられ、其他の官吏は「ロール、リユトナン」に依て監獄會議より任命せらる、總て司獄官は「ロール、リユトナン」の監督を受け、典獄は副典獄及看守長の補助により、監獄則の適用を監督し、通常看守は囚徒を監督し監内の秩序を保持するの責ありて十年勤続後退隱料を與ふ、看守學の設けなきも見習期限間教育を授け、其俸給左の如し

典獄二千七百二十圓乃至三千五百圓但官舎居住、副典獄千五百圓、理事千五百圓乃至千九百圓、七十五圓但副典獄及理事は官舎に居住せざる故官舎料として、一年二百八十八圓七十五錢を受く、書記五百六十八圓七十八錢乃至八百七十五圓但官舎料百三十一圓二十五錢、監者料四百三十三圓七十五錢乃至七百二十五圓、但官舎料一年に百十三圓七十五錢、食料百三十一圓二十五錢六片を受く、カトリック宗教師千五百圓但官舎料膳料全上、看守長七百四十三圓七十五錢但制服及官舎料百三十三圓七十五錢、通常看守四百三十七圓七十五錢但制服及官舎料百三十三圓七十五錢、女監取締長六百五十六圓二十五錢但住宅薪炭火料を支給せらる、女監取締三百六圓二十五錢乃至三百九十三圓七十五錢但官舎給は女監取締長に全しく囚徒の教育をなせしときは一年八十七圓五十錢手當を受く、工場監督五百二十五圓乃至六百十二圓五十錢但官舎薪炭を官舎せらる

質疑應答

●質疑

●第八十九號

南都猿池側 獄 外 生

刑事訴訟法中、何人に限らず、犯罪あることを認知し又は犯罪ありと推料したるときは、告發することを得の規定（第五十三條）あり、若し在監人にして右等の場合あらば、直に、告發するふを得るや、否明教を垂れよ

●第九十號

在京都 宰杏亭 約 仙

一人あり、元と前後二回に甲乙二罪を犯したるも、乙罪のみ發願し、判決を経て刑の執行中、更に丙罪を犯したり、此時、恰も甲罪が共に發願して審理の末、刑期中、犯したる丙罪は、甲罪より稍や軽く處断せられ、數罪併發例に依り、重き甲罪の刑のみ執行を受け、乙罪の刑と合算すれば餘程長期間を要するとなれり、斯因人は刑法第五十七條の制裁を免れて假出獄を許さるゝと云ひ、否許されずと云ふ、何れが正論を得たるものなる哉、大方の識者、詳細なる明教を垂れよ

●第九十一號

淡島 漁 夫

在監の男子、疾病に罹り雜居病室に於て瘵瘵中、漸次危篤に陥りたること、監獄則施行細則第八十七條第二項に依り、親族婦女より接見を願出たること、雜居男病室に婦女を入れたく、去りて患者は少しも動

しがたし、斯る場合は如何處置すべきや、

●第九十二號

青森 攻 法 生

假出獄の特典を受けたるものに對し、其認可狀の到達後、二十四時内に其申渡せなすときは、何れの時之を放免するも、法規に觸れざるものか、若し二十四時内に放免すべきものなりせば、該時間後監獄内に留め置きたる時間は、不法監禁を以て問ふ可きものなるか、

●第九十三號

青森 攻 法 生

四人は其財産管理等につき、委任狀を發するの權なきか、

●第九十四號

青森 攻 法 生

四人は其實印を使用して、捺印をなさんとを得るや

●第九十五號

南筑 塞 山 生

一人所持品領置の書籍を看讀用として、四人に下渡す場合に於て、物品會計官吏は其下渡中と雖ども尙保管の責任を負ふものなるや、又下渡すと同時に、保管全部の責任を離れたるものとすし、仕拂に立つものなるや、若し然りせば本因より該書籍看讀の上、領置（返納の意）を願出たるときは、更に評價を附して受入の手續を爲さるを得ざるもの、如し、敢て明教を乞ふ

●第九十六號

世 外 生

看守若くは授業手が、囚人獄則に違犯せしとを認め、看守部長に申告したる場合に、看守部長は一應、囚徒を訊問し、其結果に意見を附し、懲罰表に記入し、典獄所に懲罰の判決を仰ぐ職權あるや、但本問の場合に、典獄現に判決を與へたる實例あるを、某縣囚人身分帳により一見し、聊々疑義を生じ諸君の明教を乞ふ

●第九十七號

京都 ヘルリ 生

看守証人として裁判所（最も監獄接近の裁判所を指す）に出廷し日常を請求したるとき典獄は是れを本人の所得にすべきや否教示を仰ぐ

●第九十八號

憐 囚 聲

余は望む、監獄の目的に背非し刑の執行を妨げざる以上は、罪囚に向つて教誨すると同時に、又彼等をして善事を行ふことの許されんを、例へば病囚の病床に憐む者あらば、其の知己罪囚をして見舞ひ或は含養食物を一定して贈與すること等なり、此等は、思ふに監獄の目的及び刑の執行を毀害する者にあらずして、反つて、善事は人を慰め、又已れ自ら快哉を覺ゆる者なるを知りて、真心の盡を晴朗たらしめ、或は改心の源となるやも圖られず、左れど此等は許容すべき者なるや、若し許容すべき者ならば、如何にして之を行はしむ可きや、真法あらば御教諭あらんことを請ふ

●應答

●第五十八號に答ふ

在仙臺 聲 生

監獄に於て、印章彫刻は爲さしめざる方、宜きに似たり、然りと雖も、萬止を得ずして、特に内務省の認可を得て之れを爲さしむるときは、當然成規の帳簿を備へざるを得ざるものと信ず、然れども、茲に一の疑を生じて解せざるは、受買作業に係る場合はなり、斯る場合に於て、受買人は相當の手續を履行せざるを得ざるを、吾々監獄に於ては別是等に關し何等の取扱例なきが如し、問者夫れ諒せよ

しがたし、斯る場合は如何處置すべきや、

●第九十二號

青森 攻 法 生

假出獄の特典を受けたるものに對し、其認可狀の到達後、二十四時内に其申渡せなすときは、何れの時之を放免するも、法規に觸れざるものか、若し二十四時内に放免すべきものなりせば、該時間後監獄内に留め置きたる時間は、不法監禁を以て問ふ可きものなるか、

●第九十三號

青森 攻 法 生

四人は其財産管理等につき、委任狀を發するの權なきか、

●第九十四號

青森 攻 法 生

四人は其實印を使用して、捺印をなさんとを得るや

●第九十五號

南筑 塞 山 生

一人所持品領置の書籍を看讀用として、四人に下渡す場合に於て、物品會計官吏は其下渡中と雖ども尙保管の責任を負ふものなるや、又下渡すと同時に、保管全部の責任を離れたるものとすし、仕拂に立つものなるや、若し然りせば本因より該書籍看讀の上、領置（返納の意）を願出たるときは、更に評價を附して受入の手續を爲さるを得ざるもの、如し、敢て明教を乞ふ

●第九十六號

世 外 生

看守若くは授業手が、囚人獄則に違犯せしとを認め、看守部長に申告したる場合に、看守部長は一應、囚徒を訊問し、其結果に意見を附し、懲罰表に記入し、典獄所に懲罰の判決を仰ぐ職權あるや、但本問の場合に、典獄現に判決を與へたる實例あるを、某縣囚人身分帳により一見し、聊々疑義を生じ諸君の明教を乞ふ

●第九十九號に答ふ

全 人

本問、別段の規則は余が如き淺學者に在ては、一々之れを知らずと雖ども、囚人の死埋葬葬に就ては、監獄則第三十七條を讀味するときは、別段の規則あらざるか如し、當然二十四時間を経過せざれば、埋葬する能はざるものと断定す、終に臨て問者に一言す、若し二十四時間以内に埋葬する處あらんには、速に聲を鳴さるを得ざるの止むべからざるを、夫れ記應せよ

●第六十號に答ふ

全 人

本問の場合に、特に縣令を發したる處にては、其縣令に、發せざる縣に於ては内務省の指令に従ひ取扱ふの外なるべし、

●第六十一號に答ふ

全 人

受買作業因を便役して運搬するを以て合理のものと思む

●第六十二號に答ふ

全 人

本問を断する前に於て、診察（舊患者）は日々之れを爲すものなるか、將た又、隔日に診察するものなるやを定めずんばならず、今茲に毎日診察すべきものとせば、異狀なきときは、典獄の閱覽に供せざるも可ならん、如何となれば、其案に過ぎ却て治療を忽にするの恐なきを保せず、故に醫師の取扱ふべき事務は、可成簡明にして煩雜ならざるを要す、

●第六十三號に答ふ

全 人

患者の危篤は、身分帳に記載するに及ばざるものと信ず、如何となれば、危篤なるものは間一髪を容れざる場合を云ふものなれば、此一瞬時に一身分帳を取寄せ記載して報告するの閑あらんや、附言身分帳には重症報告のみにて宜しからんを信ず、

●第六十四號に答ふ

全 人

余は前段に賛同す、然りと雖ども、我監に於ては、單に處罰表執行欄内に醫師診察の様子を記入し置くのみなり、

●第六十五號に答ふ

全 人

我・監に於ては、書記署名捺印す、然れども、余は囚人の身上に就ては、賞罰共に看守長の職務に任ずる方、際當ならんかの感なき能はず、

●第六十六號に答ふ

全 人

書籍看讀を許可したるの主旨は、遷善感化を助くるの一として、之れを許したるものなれば禁止するの謂あらざるものなり、然れども目下現に各監獄に於て、之れを禁止するは、恰も監視の如く、一の附加刑の如き感を抱て禁止するに過ぎざるもの、如くなれば、區別するは其禁止の精神に適合せざるものと思考す、

●第六十七號に答ふ

全 人

附言、御見込の通り余、亦考ふ

●第六十八號に答ふ

全 人

引受人ある以上は、可成携帯せしめざる方、害少なきものと迷信す、他日閑を得て卑見を詳述し、以て實驗家の批判を仰かん

●第六十九號に答ふ

全 人

余は説理の經見家にあらずれば、本問に對しては、答ふるも能はざるに似たりと雖ども、研究の爲め、左に聊々卑見を陳せん、問者幸に尤む勿れ

世間言行表裏一致せざると、實に問者の如く夫れ然り、慨歎せずんばあらず、然れども本問の場合、經濟に二あり、一は時間の經過、一は經費の經濟是なり、故に處用の部度、繰入するは一方の不經濟を免れず、又前以て用不用に係はらず繰入し置くも一方の不經濟を免れず、是を以て

●全

河 西 生

本問の場合に於て、甲説に依り、期間經過を理由とし出願を拒否する、如きは、獄則の見解を誤りたるものと云はざる可からず、獄則に於て、在監人の遺留財産を官沒すは、畢竟一の便法に出でたるものにして、實に民法上の考究を要する處なるも、それは質疑以外に渉るを以て敢て言はざる可きも、元來遺留官物に正當相續人へ下付するを目的とするものなれば、例令期間を經過するも、手續以前に於て、苟くも正當相續人あらんが、之れに下付するを以て法の目的を達したるものと云はざる可からず、若し天れ期間を設けず、不時の出願を許可せば、取扱手續の繁雜を來すの恐れあるが故、期間を設けたるに過ぎざるものとせば、設令期間經過するも、其處分前に於て正當相續人の現れたる場合に於て下付するも、何等の差支なげれば、吾輩は乙説に賛同し、手續未済の都合には當然下付すべきものとす、

●第八十一號山道生に答ふ

望 蜀 生

囚人放免の前日に於て獄則を犯したるときは、即決處分に於て假令一食分にて減食處分を執行するを可すとす、

●全

臺地 凌 洋 生

設令、放免前數刻たりとも、囚人たる身分を失はざる限りは、當然懲罰をなすべきものとす、蓋し獄則を犯したる者は、其放免の期、何れにあるを問はず、獄内の秩序を乱したるの点に於ては、毫も差異あることなれば、之を恢復するの所置、即ち懲罰處分を行ふは、事理の當然にして、其放免の期近きにより、他囚の懲罰と權衡を得ざるもあるは、又止を得ざるとなる可し、

實務に熟掌せらるる、諸士は其大小輕重を判別し、處理せざるを得ざるものと信す、

●第七十七號園惘生に答ふ

望 蜀 生

刑事被告人にして、牛乳又は鶏卵を購求して常食に代んると願出るときは、固より之を許可せざるべからず、何んとなれば牛乳又は鶏卵を購求するも、常食を購求するも之を常食として喫するに於ては、同一物と見做さざるを得ず、而して之れが量分は、其人に依て多少の差ありと雖ども、大約牛乳ならば二合鶏卵ならば三個を以て程度とす、質疑者の監獄にありては常食の購求を許さるゝか、奈何

●第七十九號世界愛民に答ふ

望 蜀 生

刑事被告人公判又は豫審檢事廷に出廷の節は、判官及檢事に對し相當の禮を爲さしめざるべからず、然れども看守之れが號令を下して行はしむるに及ばず、讓て此等の禮を行ふべきは示し置きて個々行禮せしむるを可すとす、

●第八十號一學生に答ふ

望 蜀 生

囚人及懲治人刑事被告人、逃走し監署に領置の貨物あるときは、逃走の月より滿一ヶ年を経て、之を受くべき者なきときは、監獄懲罰の用に充つせば、監獄則第二十四條の明示する所なり、若し滿一ヶ年を経たる後、親族の之れが下付を出願したる場合ありとせんか、固より下付すべきものにあらず、何んとなれば法律は已に一ヶ年を經過すれば官沒すべきを命令したるにあらずや、然れども監署は親切の爲め滿一ヶ年を経る時に於て、更に受取方を親族者に通知するは可ならんか、

●第八十二號愛獄生に答ふ

望 蜀 生

罷役還房の囚人の衣休際を点檢するに、最も簡便に最も綿密なる良法とは、ちと六つかし御注文にして、當署の如きは千有餘の囚人を搜檢するに二十名余の看守を以て、殆んど一時間を要す、且方法は一者ついでに裸体となし、衣類及身体を殘る限なく、点檢し、順次還房せしむ、全体囚人の点檢は簡便なるより緻密なるを可すとす、簡便とはごうして粗略に流るゝの意味を有するの語なればなり、

●應八十三號質問 臺地 凌 洋 生

予は未だ囚人の骨相及心理的關係に於て、特別な個體を認めず、然れども常に一般囚人は、常人に比すれば、性急に多欲なる動物にして、順序を踏み除々として已れ目的欲望を遂げんとするの氣風に乏はしきが故、諸衣を身に纏ふに至るものにして、常人は囚人とは其氣風、即ち忍耐力の点に於て、一髪の差に過ぎざるものと思ふ、蓋し一體、財產家となり、一舉一動を食はり、忽然として怒るか如きは、囚人が其身を獄界に入る、の一瞬間たれば也、

●第八十四號芳嵐生に答ふ

望 蜀 生

囚人の領置貨物中に債權証書あり、然るに該囚は刑期中逃走し滿一ヶ年を経過するも之を受くべきものなきときは、監署は該証書を以て、其債務者に對し請求權を有するべし、近來珍らしき問題にして、質疑者は最初債權証書を領置するに方り、之を書類と見做さるりしか、若し之を書類と見做さるるに於ては、之れが評價を付するに方り、拾得証書ならば拾得、百圓証書ならば百圓と價格を付したる可や否やを反問せん、抑該証書の如きは、素と個人の合意契約にして、公債証書類の如き性質

を有するものにあらざれば、監署に之を通常書類として領置すべきものなる事は言を待たざるなり、何れの世か監署の個人の証書を以て請求權ありと云ふ理あらんや、

●全 青森 攻 法 生

債權証書を没収して國有に歸せしむるときは、監署に於て債主となり辨濟を請求せざるべからず、若し然らず其証書を無効の反具に歸せしむるときは、没収するにあらず、徒らに財産を毀棄するものにして、獄則の所謂慈善の用に供する目的を達する能はさればなり、然れども新民法實施の曉に至らば、取行編の章中、相續人の職缺せる財産の規定に従て後、獄則の如き特別法の定むる所により所分すべきものなるべし、

●第八十五號研究生に答ふ

望 蜀 生

再三禁錮の刑を受けたる未丁年囚、年齢を詐りたるが爲め、懲治場留置の處分を受けたるものとありと假定せん、固より懲治人の待遇を爲すべきものとす、年齢を詐りたる爲め懲治場留置人の處分を受けたる事は、獄署の干り知る所にあらず、必竟裁判官の取調不十分なるの結果なればなり、

●全 北越 落 葉 山 人

君が質疑の要点は、年齢の詐稱より、處遇法に及ぶものなるも、實際貴問の場合ありせば、年齢の詐稱を相當官に告發し、適當なる刑罰を科せしめざる可からざるも、告發後裁判宣告迄の間は必然懲治人を以て待遇せしむべきものと思考す、

●全 青森 攻 法 生

年齢を詐り、未丁年囚にして丁年囚となり、入監したるものは其裁判を

刑事被告人の差入品は裁判官及典獄の認許を要す、故に護送の巡查看守が職權を以て許可し得べきものに非ず、

●第八十七號質問 福 勇 生

工場に於ては、犯犯罪實に依り囚人を別異拘禁せんとするときは、多数の工場を要するのみならず、又多数の管理者を要するとして、目下日本國狀に於ては到底、實行し難き事情あるより止むを得ず、單に重犯罪の區別をなすに止めたるも、戒行刑法の精神や、素と類別主義に存するとすれば、若し此精神を貫徹せしめ得るに適當なる經濟に富みたる地方に於ては、必ずしも重犯罪の區別のみをなすを要せず、如何に微細の區別をなすも、敢て現行監獄制には違反せざるものと知る可し、況んや類別法は輿論の是認する分房制度に達せんとする一段階たるに於てをや、

●全 望 蜀 生

工場に於て犯犯罪實に依り、囚徒の區別を爲さずして、單に重犯罪の囚徒のみ區別するは、今更疑ひの生すべき理あらんや、獄務概則第三十二條に重罪囚と輕罪囚とは可成其役場を別異すべしとありて、必ず別異せざるべからざるものにあらざるや明也、然れども重罪囚と輕罪囚とは、自ら其の罪質を異にする者なれば、之が區別を爲すも當然なるも今、重罪囚を論ぜず、盡く其罪質犯數等に依りて役場區別を爲す時は、役業の上に至大の關係を及ぼす事ば言ふ迄もなく、狭小の役場を數多建築せざる可らざるに至る、今假りに役場内に區別を設くるにせんか、多數の守衛者を要するに至る(一人の囚人に一人の守衛者を要するが如き奇視を呈す)獄務概則の重罪囚を區別するに付ても、成るべくさあるは味ありと云ふべし、

●第八十八號質問

職さるる限りは、宣告書により丁年囚の待遇を與ふ可きものとす、蓋し監獄には宣告書中にある凡ての事實を處罰のものなりと斷定するの職權なればなり、況んや刑法其他の法規に於て未丁囚には特別の待遇即ち利益を與へたるに係はず、故ら其保護を受くるを欲せず、自ら詐て不利益を求むる如きものを保護するの要あらんや

●第八十六號崎陽客人に答ふ

望 蜀 生

本問は刑事被告人傳遞押送途中、差入を爲さんと請ふものあるときは、之を許すべきものなる可やと云ふにあり、生は之を許可すべきものにあらざると判定せん、何となれば之が差入を禁止したる明文を見ずと雖も、囚人と異り、刑事被告人押送途中に在りては押送官吏は充分の注意を要すべき言ふ迄もなく、又途中に於て差入の要あるを見ず、假令之れが必要ありとすも護送適宜に於て之を許すの職權なきものなればなり、

●全 長野縣在上田 北 遊 生

監署に於て刑事被告人に差入る飲食物の検査は特に醫師をして立會證明せしむると最も必要なり、本問の如きは押送中は恐く之れなからん、万一之れ在るとするも絶対的許可せざる可と思考す、

●全 綾 南 子

刑事被告人の管轄は管轄裁判に屬するものなれば、差入書信等に關するとは見て當該裁判官の許可を得るを要するものなり、傳遞護送中の如く、裁判官の認許を得る能はざる場合に於て、護送官吏の獨斷により差入を許可する權なきものとす、

●全 北越 落 葉 山 人

監獄に於ては、大祭日日曜日を問はず、定役外の役業を囚人に強制するの職權なし、

●全 北越 落 葉 山 人

作業の指定は典獄の權能に屬するものなれば、指定の作業に對して定役囚は必ず服役すべきは取て喋々を要せざるとも、獄則の休役日は、役務の種類を問はず、必ず全囚を免役するものとす可からざるを以て、例令其他に反するも、炊事掃除の如きは作業の性質上、治獄の要具として休止せざる役務なるが故、強制せざるべからざるは法理の然らしむる處にして、免役日の就役囚に科程外工錢を給與するの法文あるは、免役日に囚人を就役せしむるとを公認したるものなり、之れなしも其意に反するを以て、就役を免がらざるを得るが、吾曹は斷じて強制執行の可なるを答ふるものなり、

●全 長野縣在上田 北 遊 生

監獄則第十八條、列記する所の免役日は、何れも大祀國祭に該當するの日なり、故に帝國臣民たる者舉つて、祝意慶賀を表共すべき祭日若くは祝日なり、たさひ身は國禁に觸れらるるに拘禁せらるるに雖も、苟も帝國臣民たる以上は、此祝祭日に際し共に祝意を表するは事理の然るべき所なり、故に免役日に於ては、一般に休役せしむるを以て本則とし、當日は自ら請願するあるも就役せしむる能はざるは稀然たり、蓋し斯の如き祝日を利用し、之れに由て其に失したる社會的友愛的の感情を惹起せしむる所以なり、然れども炊事掃除の如き此種の役業に限りては免役日に拘はらず、就役を命じ一日も休役せしめざるなり、生淺學未だ其意を解せず然れども本問の如きは絶無と云ふ可なり、若し假りに之れあ

るせば、余は断然義務を強制し得る者と思考す、

寄 書

● 犯罪人統計一覽表

太宰府 筑州散士 木村 森 八

余は元來人類學を修めたるにあらずと雖も、曾て事務の餘暇を以て、行狀觀察表及び判決言渡書等に憑據し、犯罪人統計表なるものを調製したるもありしが、其后、該表紛失して所在不明ならしめたるに、本年書籍土用千の際是れを發見し得たり、然るに是れ固より正確のもの云ふにあらずと雖も、茲に雜語の餘白を借り左に掲ぐ、亦以て多少、當路者の參考に供することあらん。

犯罪人統計

原因	境遇類別	結果	現員	百分比例
色	懲	謀殺	一、五	一、六七八
		放火	一、一	一、二二九
		毆打致死	一、五	一、六七八
		強盜	一、七	一、九〇
		強盜	一、六	六七〇四
		強盜	一、八	八九三五
		強盜	一、九	二、二二二
		強盜	一、〇	一、一七四
		強盜	一、四	一、五六五
		強盜	一、一	一、二二九
性	質	供給飲食罪	二	二、二二三
		詐欺取財罪	五、四	六、〇三
		脅迫罪	四、二	四、六九三
		有夫姦罪	一、五	一、六七八
		強盜罪	五、七	六、三六九
		人身賣買罪	五	五、八六五
		賭博罪	四、三	四、八〇四
		賭博罪	四、五	五、〇三
		賭博罪	四、〇	一、一七四
		賭博罪	一、〇	一、一七四
短	氣	官吏抗拒罪	一、〇	五、八六五
		器物棄毀罪	四、三	四、八〇四
		毆打創傷罪	四、五	五、〇三
		賭博罪	四、〇	一、一七四
		賭博罪	一、〇	一、一七四
		賭博罪	一、二	二、二三三
		賭博罪	一、二	二、二三三
		賭博罪	一、二	二、二三三
		賭博罪	一、二	二、二三三
		賭博罪	一、二	二、二三三
愚	痴	放火罪	一、〇	一、一七四
		放火罪	一、二	二、二三三
		放火罪	一、五	一、六七八
		放火罪	一、九	六、五九三
		放火罪	一、五	一、六七八
		放火罪	一、二	二、二三三
		放火罪	一、二	二、二三三
		放火罪	一、二	二、二三三
		放火罪	一、二	二、二三三
		放火罪	一、二	二、二三三

原因	性	質	類別	結果	現員	百分比例
異	親	孤	詐欺取財罪	一、〇	一、一七四	一、一七四
			依託金買罪	一、四	一、五六五	一、五六五
			賭博罪	一、一	一、二二九	一、二二九
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
			賭博罪	二	二、二二三	二、二二三
狡	猜	強盜罪	五、七	六、三六九	六、三六九	
		強盜罪	五	五、八六五	五、八六五	
		強盜罪	四、三	四、八〇四	四、八〇四	
		強盜罪	四、五	五、〇三	五、〇三	
		強盜罪	四、〇	一、一七四	一、一七四	
		強盜罪	一、〇	一、一七四	一、一七四	
		強盜罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		強盜罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		強盜罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		強盜罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
短	氣	官吏抗拒罪	一、〇	五、八六五	五、八六五	
		器物棄毀罪	四、三	四、八〇四	四、八〇四	
		毆打創傷罪	四、五	五、〇三	五、〇三	
		賭博罪	四、〇	一、一七四	一、一七四	
		賭博罪	一、〇	一、一七四	一、一七四	
		賭博罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		賭博罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		賭博罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		賭博罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		賭博罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
愚	痴	放火罪	一、〇	一、一七四	一、一七四	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		放火罪	一、五	一、六七八	一、六七八	
		放火罪	一、九	六、五九三	六、五九三	
		放火罪	一、五	一、六七八	一、六七八	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	
		放火罪	一、二	二、二三三	二、二三三	

原因	境遇類別	結果	現員	百分比例
浮	傾	強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	九	九、一五六
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	九	九、一五六
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
貧	困	強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	九	九、一五六
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	九	九、一五六
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	四、一	四、五八〇九
		強盜罪	二、五	二、七九四
酒	醉	強盜罪	四、九	五、四七五
		強盜罪	一、二	一、三四〇七
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、〇	一、一七四
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	四、六	五、一三九
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三
酒	醉	強盜罪	四、九	五、四七五
		強盜罪	一、二	一、三四〇七
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、〇	一、一七四
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	四、六	五、一三九
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三
		強盜罪	二	二、二三三

原因	境遇類別	結果	現員	百分比例
敏	智	強盜罪	一、一	一、一七四
		強盜罪	一、五	一、六七八
		強盜罪	一、七	一、九〇
		強盜罪	二、三	二、五八〇
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	二、五	二、七九四
		強盜罪	二、五	二、七九四
柔	和	強盜罪	一、〇	一、一七四
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九
		強盜罪	一、一	一、二二九

右明治二十六年十一月在監人員八百九十五人ノ比較調査ニ係ル

● 人相 在仙臺 無 人 生

左に列記するものは、或二の書籍より取捨抄したるものにして、現時の理論に照合するときは、或は、其附合せざる所、多々あるも、強ち、排斥すべきものにあらざるを知る、時に或は、實驗上、屢々、適中するものあるを以て、其適否の眞理は、暫く、別論せし、聊、列記して、只有意者の參考に供せんことを欲するのゆゑ、呵々

一頭前後徑、長き者は、意思深重、短きものは、淺小にして少事を恐れ、精神移動し易し

一頭の大小、大なるものは、精神發達速にして、小なるものは、發達遅し

一兩項、頂尖るものは、賤なり、圓きものは尊し、凹陥するものは、孤獨なり、平なるは吉

細にして光澤温性あるものは、強壯にして意氣長綿なり、髪が生際早く兀なるものは精神發達速なり、高年にして兀髪ならざるものは精神發達の良なるものと云ひ難し

一頸、頸圍大なるものは、強、小なるものは、弱、頸無氣力の觀あるものは、短命、喉子發育者しきものは、片意地なり、左右同高なるものは、端正、怒るものは、心武し、低きものは、氣力弱く少し

一手指、共に長きものは、貴し、指頭の大きなは、賤

一胸、廣きものは、強壯、狭きものは、意淺くして短氣なり

一乳房、小なるものは、子少し、豊肉にして弛緩せざるものは吉、弛緩して薄弱なるものは、虚、厚き者は強し

一足、小にして力あるものは、貴且強、大なるものは、賤、趾間開くは、凶

一毛、胸毛多きものは、強、背毛多きものは、弱

一言語、言盡るものは、意盡る、言剛より出る者は、強壯、形容をなして言を吐く者は、虚偽を混ゆ

一息、時々嘆息様の呼吸をなす者は、運氣弱し、口を開いて唾吐する者は、弱し

事業に融通支辨せられんことを望むなり、押出獄入を保護するは、犯罪豫防案中大に價値あるものなり、行刑中既に改善の實効を顯したる者も雖も、放免後衣食住の資なき者在ては、止むを得ず再三再四犯罪の不良を心得つゝ之に陥る者居多なるべし、全國各監通じて比々皆然りとす、乃ち犯罪撲滅を企圖すること國家事業なりとせば其撲滅方の効能最も多き出獄人保護の事、亦國家應分の義務を負ひ國費を割て其舉を補助する必要ありと信す、而して前述工錢領置金に利子を附し、之を以て會社設立費の一部に充つる如き亦實に應急の方法と謂はざるべからず、論者或は言ん、在監囚毎月工役後新陳出入所の雇工錢、無利足寄入の事になりしは、蓋第一には囚徒日々給與するの際、隨ふて其金額増減し、第二には各囚徒々々購する所の品物代價を仕拂ふに因り亦其金額損益するあり、是等兩件事情あるが爲め、其領置金の納納額にして寄入の金額常に一定せず、利子を生ずるの餘裕なしとす、然れども集治監の如きは各地方監獄に因り異にして、大抵年々一回位各假留監より送附のもの、外更に新來するもの少なく、且つ何つれも其刑期長遠にして急速出獄すべき者に非ず、故に第一の所謂新陳出入し隨ふて其金額増減するものとなく、第二の所謂各囚徒購求物の代價を仕拂ふに因り其金額損益する者の如きは各地方獄と異別なしと雖も、此れ雖も其一月ヶ月中購求額の凡圍を計算して之を引去り、其殘額を以て別途に寄入し置く時は、其別途寄入金は購求物代價の仕拂ひに因て、損益するものとなく其金額常に一定して動かさるるゆへ、利子を附加するに於て聊か故障なかるべし、又云假令利子を附加する方法を立るも各自に之を割當するときは四捨五入の法により、剩餘金の生ずるあるを以て、此剩餘金は三十年の後にあらざれば國庫に取入ると能はざる第一困難な

(附言犯罪人骨相研究上好材料を抱負せらるる諸彦は本誌上に掲載の勢を煩はざれんと希望す)

●給與工錢に就て 仙臺 古城藤吉郎 稿

囚徒の給與工錢は、刑法によれば、所有權囚徒其者にあるが如くなれども、裁判費用其他滞納等の場合に於て其工錢を差押ゆると差支なきや否やに就ては、曾て或縣に向て差押へ難き旨訓令せられし況ん、依之考るべきは其未だ全く囚徒の所有權に歸せざるものに似たりと云ふ、之を以て之を沒收すざるを以て、所有權未だ全く彼囚人に移らざるや明らかなりとす、之を聞く四五年前長野縣に於て典獄會議の際典獄諸氏には之を恩惠的給與にせられんとを、其筋に望まれたりしと、其結果如何なりしや知る能はずと雖も、吾輩の素志亦爰にあるを以て之を傳聞すると同時に、大ひに之に賛同を表し一日も早く恩惠的給與にせられんとを、其筋に向て希望して止まざる所なり、

今夫れ之を恩惠的給與にせられんとを望む所以のものは、之を以て監獄改良上に隨伴して尤も其必要を感ずる感化院保護會社の設立を幫助せんと欲する故なり、感化院保護會社等、少なくとも一縣に二三ヶ所を設立し、監獄と氣脈を通ずるに於ては人名も知れ自ら再犯を防護するを得べくして、始めて國家刑律を施行するの目的を達するに至るべし、然るに今其費用を民間に募集せんか、今日の形勢にては到底望むべからざるを以て、該工錢を恩給的給與とし、之に利子を附し其費用に充つることを、蓋易事のみ、今廿七年中の統計を見るに囚徒領置金及び給與工錢等、僅かに二集治監九縣に於てすら、別表の如き高に上れるを假て、之を恩惠的給與とし、其利子を以て世の慈善事業如く感化院保護會社等の

事情あるが爲め、無利足寄入のものになりしと、成程三十年間公私の別も立てずして其處に措置すれば其間殆んど處置するの困難あるべしと雖も、之を全然保護事業の費途に充ることを、蓋論者に於ては其懸念の起るべきところなるべし、領置金の性質たる、本文に述るが如き理由の存するあるを以て、之を恩給的給與として相當の利子を附し、便宜主務官の權内を以て處置せらるるに至るの一刻も早かんとを望むなり、聊か爰に卑見を陳じ、其筋に向て希望すると同時に大方諸彦の教を乞ふと云爾、

廿七年中の統計表にして吾輩の見ることを得たるは左の十一縣なり

領置金 拾貳萬九千四圓九拾壹錢三厘	北海道集治監第四回年報
給與金 七千七百七拾四圓四拾錢五厘	山梨縣監獄統計表
所持金 壹萬三千六百四拾四圓九拾四錢壹厘	三池集治監統計表
領置工錢 四萬五千貳百三拾八圓四拾八錢	計五萬八千八百八拾三圓四拾貳錢壹厘
領置工錢 三百五拾七圓五拾六錢七厘	沖繩縣監獄統計表
給與金 八百五拾九圓貳拾八錢	岩手縣監獄統計表
給與金 貳千五百五拾壹圓五拾九錢貳厘	長野縣監獄統計表
所持金 千六百五拾七圓四拾貳錢九厘	宮城縣監獄統計表
給與金 千七百八拾九圓九錢貳厘	計貳千七百三拾五圓八拾貳錢壹厘
給與金 千五百三拾六圓六拾五錢貳厘	佐賀縣監獄統計表
給與金 五千百拾圓八拾九錢貳厘	兵庫縣監獄統計表
給與金 二千五百拾五圓貳拾錢	群馬縣監獄統計表

給興金 三百四拾壹圓七拾四錢

青森縣監獄統計

計貳拾萬三千八百七拾四圓四拾四錢參厘

假りに四朱の利を之に附するときは

八千五百四十四圓九拾七錢七厘強の高に上れり

●敢て望於司獄官

金城逸士 獨

樂

對園通達にして誠實熱心の士、洋々焉として其の心を動かし、暇々焉として其の胸襟を拂ひ、予々焉として來るは何ぞや、之れ他なり、勸懲普く天下に加へずして、天下みな従ふの理にして即ち人の欲する所に因つて推すの謂なり

夫れ山林原野に晦跡縮光して閑に就き隱に處る有爲の士、山に入るの深からざるを憂へ、林に入るの密ならざるを、恐れて自から絶て出す朝に聖經を讀み夕に賢法を説き夜々として理化する者あり、然らずんば樂苑を友とし、猿猴を朋として高爵の慕すべきも、力賄の恐るべきを聞ざる者あり、或は既に其の職に在るも、歐米諸國の如く尊位優遇にあらずし、卑位冷遇なるを以て、其の材を盡し其の能を現す能はずして、常に卑位冷遇を嘲つ、權輿の間に驛死して千里の能を以て稱せられざる者あり、噫天下豈に人ならん哉、教師師堂に人ならん哉、思に國家其の者が、非常の道を以て禮せざるを聞て來らざるのみ、國家其の者が特待の法を以て遇せざるを視て安せざるのみ、彼の山林原野に晦跡縮光する者も亦人なり、其の耳目口鼻の欲する所、其の心の樂む所、其の體の安する所、豈に人に異ならん乎、然るに甘心自絶して、益々晦跡縮光して出す、愈よ其の軀に久しく安せざるものは、國家其の者が其の境遇に至らしむる歎否や知らずと雖も、現に角吾輩 社界の一大杞憂にして

各國の如き待遇と權限と與ふべし、今其の與ふべき權限を與へず、爲すべき待遇を爲すして其の人を責め、且つ得んま欲するに望むべくして得べからず、第三相當の俸給を給すべし
教師師に形而上、獨立無條件の尊位に立ち献身的の活動をなす者なれば、敢て富俸を則するの念なきは論を俟ずと雖も、我が國の習慣として形而上の仕事形而下の仕事に論なく、單に俸給を輕視する弊風あるを以て(學識ある上等司獄官を除く)陽に輕視せざるも陰に輕視するの念ありて、自然に言行に顯れ、冥々裡に及す處の害多からず故を以て歐米の如く富俸を給せざるも相當の俸給を給せざる可からず、
上來羅列する處のものは、活ける教師師を得るの最好資料にして缺く可からざる一大要素なり、然るに此の三、一をも欠く可からざるにも係らず、猶々奢無の形跡なきに非ず、如是にして完全無缺の活動教師師を得んま欲するは、木に緣て魚を求るよりも尙は難し、
今試に待遇、權限、俸給の三をして一も缺るならしめん歟、寛閑の野に遊び寂の郷に退く天眞爛漫たる智徳兼備の活ける教師師、千里を遺しませずして來らん、若し然らずして教師の効果を問ひ、或は教師の奏効を責むるは其の當を得ざるの嫌なきに非ず、嗚呼爲す可きを爲し而して後實む可きを責めんことを期す、果して然らば何んの言葉あつて辭せんや云爾、

●看守の品格を論ず

在仙台 獄 狂 夫

夫

抑も、品格は何ぞや、直立歩行するを以て、人間品格の定義せせば、彼の、樹梢を上下する處の綱猿も、亦人間の品格を有するものならん、然り而して、彼をして長袖衣冠せしむれば如何、彌々人間に近かんこと

て止む能はざる長大息なり、
世の論者多くは云はん、教師師にして教誨人なし、或は云はん教師師に師たるの價直なし、事を以て特待優遇せんま欲するも爲し得べからずと、觀よ、今日の教師師を、堅忍不拔の精神を抱き、献身到底の思想を持ち、斃れて後己み生命を賭して當るの人幾干ある、恐くは日中の星よりも猶ほ希少ならんこと、
噫論者は淺りに言を好て、人の美を成すを樂まざる者と云はん、何んまな來りに没し名を榮する心なく、唯だ己の餘る所を推て足らざるものを救濟せんま欲する一大教主なり、一大教主にして形而下の高位優遇を期する念なしと雖も、教師師の者をして有効ならしめんま欲せば、其の人の如何を問はず、教師師の者を優遇せざる可らず、教師師の者を優遇するは、即ち司獄官其の者の國家に對する義務なり、果して義務を盡さんま欲せば教師師を優遇せざる可らず、況んや滄海幽光の活ける教主をや、乞、論者玉石混交、龍蛇同一の見を爲さず、活眼を開き眸子を凝して洞察せよ、社界滄海幽光にして教主の名位に愧ざる活ける働きを爲す眞誠の教師師の多々あるを、

今や眞誠の教主、即ち教師師を得んま欲せば、第一相當の待遇を爲すべし、教師師に形而上、即ち無形の仕事をなす精神的の働きを以て獄事に従事する者なれば、歐米の如くならざるも、宜く相當の待遇を爲すべし、何んまなれば司獄の方計上より見來も、職務上より觀察するも豈に優遇せすして可らん哉、第二相當の權限を與ふべし、社界一般の論者必ず云はん、日本の教師師は宜く歐米各國の教師師の如くならざるべからずと、若し果して歐米各國の如き教師師たらしめんことを望まば、歐米

て、彌々人間に遠ざかり、醜又醜、所謂、沐猴にして冠するものなり、夫れ、品格にして如斯ものたらんは、唯、外部に顯はるる一種の袿裁に過ぎずして、容姿如何は、即ち品格の如何を尺度するを得るに至る、然れども、何へば、茅屋の内において、織手以て尺母の双肩を靡して余念なく、芳艸方に二八の處女ありとせんに、其容姿を見れば天與の嬌娥、而して其衣裝を諦見すれば一片の襪襪を纏ふ一も盛飾の跡なきも、天然の爛漫たるには、他の玉粉の醜なるに越ゆる萬々、況んや其心情をや、此の如きも品格あるか、將た然らざるか、此處女の品格や、見るべきの眼を以てすれば、青樓玉階に立て妓を賣り色を販くの娼婦が、盛裝美飾、韶韻、誇詞、極りなきに比して、其高下、固より同日の談にあらず、

論じて茲に至れば、即ち、品格に内外の二あるを知るならん、内部の品格とは何ぞや、思想はなり、言語其のなり、西哲も、言語は、有聲の品格にして、品格は、無聲の言語なりと云ひり、蓋し、心術の高下は顯して、品格の高下となるの謂ならん、故に、沐猴にして冠するも、其風采即ち品格や、樵夫田夫の冠するに及ばざると道し、嗚呼、内に藏むる品格なければ、固より外に顯はるゝ品格なし、又外部の品格とは何ぞや、容裝はなり、盛飾其のなり
内部の品格は、即ち、純金の品格にして、其光澤や、永遠なり、之れを研磨するも其素光を失するの思なし、外部の品格は、即ち、鍍金の品格にして、其光輝や一時なり、之れを研磨すれば、其素質を現はし、其鍍又云ふべからず、而して世は、鍍金的凡俗の出現にして、唯々、鍍金の品格を是れ修むるのみに汲々たるは、豈に、洪敷の極ならずや
彼の、服裝其跡に適し、白の立襟と袖飾とは、舶來の眞物、赫たる帽車

は、旭光に輝き、別談なる長靴の漆黒は、澤々として面を寫し、腰間に横はるの秋水は、人目を眩射する處の看守者は、品格ありと云ふべきか、然り、品格の其一即ち外部の品格を備ひたるに相違なきも、未だ以て完全の品格を備ひたるものと云ふ能はざるなり、何を以て然るや、曰く、内部の品格如何を知らざればなり、是れより、内部の品格を詳論して、完全なる品格を有する看守を見出さんとす

内部の品格とは、匹夫の暴猛にして、鐵拳振廻す狂勇を云ふにあらざるなり、然らば、如何なる條件を具備するを要するや、曰く雅致拘すべく、曰く高尚貴ぶべく、曰く韻意珍重すべく、曰く愛嬌溢れんとする斗りなるも、一旦棄すべきの機會あるときは、恰も、脱兎の如く我が職分を棄すに敏にして且つ勇、而して、近きて其聲咳に接すれば處女より尙優美、一點犯すべからざる威と嚴とは、自、其内に存じ、露然たる相と愛とは、裝はずして之れに伴ひ、而して同僚我が能を思ふ諷を上官になすものあらんか、却て其護者の長を擧るの畏あり、年數さ一種異様の電氣の作用とに依りて、僅に地位を得たるの上班、威權を逞くし言語を横柄にせん乎、益辭を低くし自ら顧みる所あらしむるの智あり、一度時事に撫する處あらん乎、一夜にして一百余員の日本監獄論を著述し終るの能あり、前科の四五犯ある惡漢も、一見其温平たる威容に接すれば、我が罪狀を後悔せしむるの徳あり、一度足を投せば、強いざるも自ら其役業に勉勵し、一度手を擧ぐれば、鎖せざるも逃亡せず、仰て父と貴び俯して兄と親まれんか、是れ即ち完全なる品格を備ひたる、最良最善の看守者たり、此を以て始めて職正版書の實求めずして自ら來る、豈に、天狗的、自尊的、戒護者に比して、其得失如何ぞや、余が喋々喲々の罪を要せずして明なり、果して然らば、勸善懲惡職正版書の實を擧げ、國家

さへあるに如何に頑迷無賴の囚人でも、他國の面前でやらせたなれば、少しは耻も知つて居りましょうから、屹度効目があると思ひますが、物は々々一寸御自分で御實驗ありては如何で御座る

●上等司獄官は食堂會議として法律の研究其の他獄務研究の必要

在大阪 洋々 散士

魚獄始め書記看守長は、毎日正午十二時を期し食堂に會し、同時に食事を終り、午後一時頃迄退散せずして刑事訴訟法若くは刑法を各條毎に一人一條を讀じ、疑問の點は他のもの若くは講義者若くは提出し、誰れにても之に列するもの起立して之を答へ、説、數個に別れたるときは會長たる典獄之を決し、順次之の如くなしむる、或は法律の解釋を誤らす、且つ利益するもの多々あらん、然れども毎日、斯の如き事を爲すも、隨分困難なるを以て隔日とし、一日は獄勢上實際の談話若くは雜談にて之を費すも亦可ならん、然れども爰に最も注意すべきは、法律の解釋に必ず其の説數個に分るゝや必せり、依て之を互に論駁するときは到底實際なきを以て典獄に於て、最早論旨は盡きたりと思考せば多數意見を見ざる爲に擧手せしめ、一應多數に決し、然る後典獄に於て少數意見を可とせば、典獄に於て之に決し、最早典獄が決したる以上は一言も容喙すること許さず、而して尙爰に最も注意すべきは、如斯法律の研究は自然講壇喧嘩に渉るの恐れあるを以て、典獄は能く講場を整理し亦發言せんとするものは、豫め會長と叫び、同時に二名叫びしものあらば、會長たる典獄は何れにても一方を指名し、又假令一人會長と叫びたるも、會長たる典獄は必ず之を指名すべし、即ち指名は發言を許すの謂にして、若し指名なきときは會長より發言を許さざるものと思考せば可

的眞民に感化せしめんには、先づ第一着手として品格修養の道を講じ而して、完全なる品格を備ひたる良運轉手を養成せば、如何に完全無欠の真機權に改良するも其實を得べからず、餘は他日聞を得て其養成法を講じ獄事改良の順序を述べんとす、失言多罪、

●直立處分に付て

森山 晚翠

私が直立處分論を提出しましてから、道樂先生や雲裳先生は一片の兒戲と見做されて、殆んど無効力と云はん許りの御駁撃、却説々々御両君は直立處分に於ける下腿筋の生理的作用は、如何なる結果を生ずるか、御實驗がないと見える、私などは幼年の頃、度々小學校にて直立處分の味を嘗め盡し、又或る時は二三日間の断食もやつて見ましたが、私の脳髓には四五時間の直立處分の方が餘程ツラク感じました、夫れも夫の嘗、減食處分などは労働に伴はず、飢餓の感覺とてもホンの一時の事、且つ正坐沈黙大層に云へども正坐は日本の古代からの禮式、如何に十九世紀の日本人が墮落したとて、幼年からの慣習で、左程の感じは御座りません、之に反し、直立處分と云へば、衆人の見る前で、紀律正しく手を垂れ頭を上げ、足の麻痺が來たまで動けば叱られる其内には未精神經的作用で、顔は赤くなる、頭痛はする、衆人の見る前も恥しく、遂にはソーンと泣き出す外はありませんでした、ソコテ私は直立處分の方が効目があつてよからうと思つて皆さんの御叱りも願ひます、此の論をわづき出しました譯、一休生理學上、筋肉に正常の興奮性を保たしむるには、安靜と動作とを適宜に交代せしめねばなりません、兩者各々久しきに渉るときは、興奮性を減却し、一方は麻痺、一方は疲労と云ふ結果になります、ソコテ直立處分を五六時間もやらせたなれば、間もなく足も麻痺する遂には未精神經の刺激で顔は赤くなる頭痛はする、夫れならん、依て散士は各府縣に於て食堂會議の設けありんこと、偏に囂囂するものなり江湖の諸君以て如何と爲す、

●監獄醫に付き有道の士に告ぐ

憐 囚 聲

囚人の扱斥せらるゝは、則ち免かれじ、左れど之を牛馬視するは、人間普通の腦蓋を有する者の爲さざる所ならん、然れども吾人の眼球に映する所を以て直言せしめば、大に深愾せしむる事のあるは何ぞや、法律之を命ずるや、否今時に於ては斯の如き法律は吾人の認むる所にあらずして、反つて之を禁するを視る、然るに普吏、岩永の如き酷惡無道の輩は、今日の盛事にしも亦慥に在り、彼の岩永の如き吏輩は、嘗て演劇淨瑠璃中のみありしと、思ひしに圍らざりき、今日に於て亦其の子孫の未だ死せざるを觀る、

今之を有道の士に告げ、以て酷吏輩を膺懲し、罪囚の爲めに憐愍の心を喚起し、而して監獄改良の實功を期せんぞ欲する者なり、請ふ試に普般監獄醫の罪囚に對する處置を觀よや、病囚あり來りて就役に堪へ難きを告げ、診察を仰げば薬用するの病状なしと盲斷し、或は診察なくして之に薬を與へ、或は診察するも罪囚をして満足せしむるの術を施さず、或は甲醫は無病と診斷し、乙醫は病者と斷し、或は病状を告ぐるれば之を無用と叱する等にして、畧言して之を謂へば仁術たる醫を職業となす者の言行として考ふる能はざるのみならず、倅級を頂戴せる監獄醫のなすべき事にあらず、故を以て罪囚をして「此の敵醫」の感を抱かしめ、其結果遂に病勢が高め、或は激して罵詈雑言となり處刑を受けるに至るありき、至りては罪を重めるの由由となり、監獄の目的に背反するに至る者ありき、曩に監獄醫の病囚に負傷せしめられたるの珍事は現に新聞紙

上に讀まれたるにあらずや、噫乎、抑も監獄改良てふ語の應々吾人の鼓膜を振動せしめて夏蟬く感ぜしめたるは、此等の弊害を一掃し、完全無欠の眞監獄を設立せんや爲めならん、然るに前記の實事ある所以は、未だ改良の實行なきに由る、將た只に物質的に止まりて精神的にあらざるや、或人曰く昔時の牢屋時代に門火刑等の極刑ありしに比せば、天地の差ありと謂ふを得るも、之に甘んじて得々然として、晏子の御者を氣取る者は、恐らくは監獄改良なる語に感服したるの徒にして、吾人の所謂の改良てふ者は斯の如き者にあらずして、内外共に並行し完全の方向に進歩せしむるにあるの意なり、即ち監獄官吏、執中、警官の徳義心を警醒し、先づ己を正し而して罪囚の模範と成るに適せしむるにありとす、或人再び謂はん、汝健忘何ぞ監獄に教誨師なるものあるを忘れたるや、若し之れあるを知らば監獄の徳義なきを論するは迂なり、今日の如き百事万般複雑なる社會に於て、事件の整理は分業の敏捷なるに若しとす、

夫れ所謂の罪囚の模範云云と謂へるは、總ての監獄に教誨を兼ねしめよと云ふにあらざりて、人類の特有せる感化の本能 (Tendency) をし、て、知らず識らず、罪囚の一舉一動を感染し以て善事善行に向はしめよと謂ふにある耳、警官一片の慰語は、病囚をして喜極り終に泣かしむる事あるにあらずや、徒に教誨師の説教のみに依頼するの迂なるより、寧ろ目前に動作せる善行の人を以て罪囚の模範に注入し、彼等の良心の周圍に囂風せる荆棘を刈り去り善事善行の行ひ易く且つ尊敬すべき者たることを知らしめば、其功を奏するや大ならん乎、幾舜周公の如

多監獄官員の常に耳にする處、敢て作爲したるにあらずる也、故に文字も亦統飾せず、有の儘を記述するのみ、其之を草し諸君に向て一録を試む、全く愚癡の致す所也、然り諸君の言評する如く、或は價直なからん、或は公暇なからん、或は無益ならん、只迂夫の忠告言する所、其言行一致せずして徒らに監獄界に先導者ともなり機關者とも云ふべき雜誌記者、即ち斯道熱心家諸員に向て、余り輕評過ぎたる言論ならんや、或人曰く一席に會合し獄務を研究するには、若干の費用を要するは必然なり、豈に雜誌の價直は免れ、毎月會費として支出すると思へば敢て雜事の業にあらざるべしと、是等却て前者に勝る所もあらん、嗚呼正會員諸君よ、「價直なきと雖も浮薄界の小説類に勝ると同等ならん、「公暇」なしと雖も青樓に一酌を催すの時あるも雜誌を讀むの暇なしと云を得んや、「無益」なりと雖も卑俗極りなき談論をなすあるも、職務に系累する雜語を讀するを嫌ふとは、何故なりや、正會員諸君よ、願くは眞實なる精神を以て共に監獄界の擴張を圖り、併せて古來の習俗を脱却し、誰たるも正會員諸君は、優美高尚、新天地に呼吸する人物の動勢なりと賞評せられんと、迂夫等共に協盟せられんとを忠告するものは、三州崎崎龍城丘下の材木迂夫と云へる小僧なり、某人の句に美人唇美却亡、美オ子答ふ才便失、オの言行を慎まざるべけんや吁

● 某生に答ふ

河西久 読

偶も某生なる迷々子あり、意氣昂然衝る可からざる虚勢のみ、本誌第九十九號に道有諸士に告ぐてう數万言の珍文を掲ぐ、珍文讀み去り讀み來れば、抱腹絶倒嘔吐せざらんや歎するも得べからざるなり、盲生よ、氏義に漢州の名を以て生れ、監獄改良程度の終極を問ひ、吾輩が戒諭的應答の御氣に召さるりしか、此の度びは妖覺の再變化の某生となり、敢

き者を教誨師とすも盜跖の如き者を押送官たらしめば、罪囚の改善は何れの日にか達せん、故に極端まで論詰れば、押送官にして一片の鶴義心だも微りせば、到底監獄の改良は望むべきものにあらず、

● 監獄協會正會員諸君に忠告す

西參 材木 迂夫

「價直なし(公暇)なし(無益)なり、敢て睡眠を妨げて翌日の勤務に害を及ぼすも恐れずして必讀すべき程の眞雜誌にあらず、署長は善々看守をして監獄せしむるの主意、何れにあるを知らず、今日に配分を斷らん、明日は退會を申込まん、是等數語は大日本監獄協會雜誌讀者即ち正會員中に飛動するの評論なり、嗚呼果して「價直」なきか、勝讀者中一丁の文字すら解する能はざる御方にして問々雷同するを見受たり、果して「公暇」なきか、朝に月を載せて出署し夕に日を背て退署する諸君或は公暇なからん、然るに翌日朝指席に各自に談笑するを聞けば「芝居見物」「料理屋の穴探し」又は「水邊に漁父の仲買」をなし「青樓に治郎の逸興」を下する等充分言行一致せず、決して公暇なしと言ひ難たし、又た果して無益なるか、百號に達する雜誌中其一冊を讀み得るとなきに空しく篋中に埋没せしめ、其何にるを記述せるを知らず、然して無益なりと妄言するは甚しき輕思者と謂はざるべからず、果して睡眠を妨げ翌日の勤務に害を及ぼす、知らず前夜は如何ん「宿醉」「俗談」「觀劇」將た青樓軍山の夢未だ覺めやらす、爲めに朦朧惚恍其の職責を誤るを見聞するも雖も、未だ雜誌を看讀したる爲め、職務に毒害を加へたるを曾て知らず、然らば何に依りて諸君の言論を信實せんか、諸君は誤てり、正會員諸君よ、諸君にして迂夫の此稿を觀讀するに於て、或は怪異の念を生ずるならん、然れども迂夫は全く妄想的忠告にあらずして、敢

て道有諸士に告ぐとは、そも何等の辭状で、血性有意の輩々たる紳州男兒が行爲を看過するを得るか、改良は何そや、換言せば事物の改善改革にして、英語の所謂「リホームション」即ち新に事、物法等を作るの動作順序に従つて、第二者を作るの義にして、例せば行列より方陣を作るが如きを謂ふ、吾輩が改良の意、亦茲に存せり矣

願ふ浦賀一發の警報は、世人の夢夢を擊破し、父明の光輝赫々たる今日あるの導火線ならざりし乎、獄務の改良夫れ如何、誠に政府の招聘ありし「セーパツハ」兵本邦獄務顧問たるや、警聲勵語、斯務改良の途に就き得る所多々、兵今や亡しと雖も、治獄の士一日も改良の決心をして休止するを得ざるは、吾輩が眼々を要せざるなり、特に獄則の改正は將に近きあり、刑法改正草按は本朝の議會に登らんとするの今日、豈に凡々たるを得ん、此際必發起一番、旗鼓堂々の陣、全速力を以て改良の途を進まざる可からざるなり、

某生の司獄官養成法檢束方法以下の文字は、方陣の訓練に過ぎずして、取りも直さず、改良の順序方法に外ならず、其方法順序は大に看るべきものあり、吾輩亦贊せずと云はんや、盲生結文に云へるあり行刑の目的を達する最良無欠の方法を問はんやとす然り、然らば程度の終極とは將に異なるならん、茲に至りて盲生の質疑誤るを知る、盲生少し省思せよ、問ふに法あり、知て之れを問ひ、知らずして之れを問ふ、問ふの一なり、問ふに問ふべくして問ふは可なり、問ふに問ふ可からずして問ふの不可なるは、將に天下の道理なるを、吾れ豈に徒らに辨を好まんや、已むを得ざればなり、盲生夫れ之を了せよ、

● 汽車護送に付て所感を述ぶ

世 外 生

近來鐵道の便ある所監獄監督、引戻の爲め護送囚人の往來頻繁なる、

甲廳を發し停車場に引卒する途中、警備堂々行列を保たしめ、步調又正しく毎聲警語を誦らさず、適宜威嚴の戒諭には殆ん感服の外なし、只だ慄むらくは鐵道護送なり、未だ我國鐵道護送の制なく、鐵道局に於ても分房運車の設けなきに於てをや、就中、鐵道護送の繁雜困難なるは固より論を俟ず、然れども流車護送に於ては、全く街路押送と趣向を異にし、等閑に失し、囚人は男女の分ちなく、剩へ其民車室を同ふし、否な混同せしむ、其民の快談する社會の出來事は、然く囚人の耳目に映響し豈唯だ是れのみならんや、其民の喫する「シガー」の煙は嗜好の囚人の鼻に鳴く、翠袖の翻へる所は數く轉するもの、眼に觸れ腕の妙に揮はるるは戒護者の閑暇を窺ひ、唇の輕く動く者は聲語侮笑を漏らすに到る、甚しきに到ては押送中保管の所持品の不取締是れなり、各自に携せしめ各自の自由放任す、果して其責任を全ふるとを得るや否や、彼等の所持品中鏡器あり、煙草あり、煙管あり、鉛筆あり、紙あり、燭すあり、目錄記載の印紙端書なきにしもあらず、果して然らば彼等の中には活馬の眼珠を探るが如きものあらん、或は鐵道郵便に投函し、私に通信の便を得、若くは喫煙の僥倖を得るに至らん、是れ彼等の倥傯なる一見感觸の情充溢するに於てをや、喫煙は己を攻むる烽火なり、私かの通信は己を攻むる砲臺なりとは、知りつゝ、感情の奴隷たるは彼等の特質なれば、終に其禁を犯かすに至る、故に護送官更たるものは、須らく層倍の注意と厳を合はせざるの覺悟を以て、可及的男女囚人を分ち、其民と混同を避け、各自携帯せしむる所持品中檢束上不都合と認むべき物品は格別嚴重の注意を以て取締を要すべきなり、

●直接戒護者を能く撰びを要す

官報

●叙任及辭令

本年七月二十五日重兼國土廳監獄力脫監逃走シタルハ平素監督不行屢ノ致ス所職務上不都合ニ付讀責ス

各 通

明治廿九年六月十五日宮城縣縣生郡十五濱村宮城集治監雄勝出役所海嘯ノ際自己ノ危難ヲ顧ミズ職務ニ盡力シタル段殊勝ニ付爲其賞金拾五圓ヲ給與ス

各 通

明治廿九年六月十五日宮城縣縣生郡十五濱村宮城集治監雄勝出役所海嘯ノ際自己ノ危難ヲ顧ミズ職務ニ盡力シタル段殊勝ニ付爲其賞金五圓ヲ給與ス

明治廿九年九月四日

宮城縣仙臺市茶畑二番地故宮城集治監看守野久太左衛門長男

宮城縣仙臺市茶畑二番地故宮城集治監看守野澤義平長女

南都假寓 獄外生

直接執行者の片言隻句、及其舉動、及其舉動、彼れ在監人の觸覺に反映して彼れの心意上に善、不善を感染せしむる所謂船中に於ける羅針盤と稱すべし、行刑上樞要なる局に當るものなれば、慎重の注意と卓識なきものならざる可らず、

これが配置を爲すに當ても、其要衝に立ち、充分職能を有する處の人物を撰擇し、苟も在監人を目し奴隷視し、且に友人間の關係に於ける如き言行を以てし野郎的の言行を以てする如き、常に在監人を處遇するの狀態に於て、靜肅嚴正を欠くが如きものを避け、配置をなさんば懲感感化の實を擧ぐる能はず、實に神聖なる刑罰を執行するの權を毀るに至る故に尤も注意せしむる可らざるなり、

各 通

全市五十人町廿三番地故宮城集治監看守片山則次 片山ミサチ 弘化四年五月廿一日生

石川縣金澤市備中町十六番地宮城集治監看守秋山好義養女 秋山 豊子 明治廿六年八月四日生

宮城縣仙臺市木町通七十七番地宮城集治監看守中津山忠之進妻 中津山ヒサヨ 安政六年二月廿五日生

全市河原町二十四番地宮城集治監看守山崎英太郎妻 山崎 トヲ 明治四年一月八日生

右者故看守(姓名)職務ノ爲メ死亡ニ付明治十五年七月第四十一號公達 巡查看守給助例第五條ニ依り年金拾圓ヲ給與ス

明治廿九年九月四日 宮城集治監 石川縣金澤市備中町八番地故宮城集治監看守小塚芳男母 小塚 從 巡查看守給助例ニ依り金百圓ヲ給與ス

明治廿九年九月四日 宮城集治監 佐賀縣雁ノ命シ日給貳拾錢ヲ給ス但監獄署第一課勤務 坂本大太郎 佐賀縣看守 中野 謙一

教育ノ學科卒業月俸八圓給與監獄署第二課勤務ヲ命ス 高取 忠直 監獄署第一課勤務ヲ命ス 佐賀縣監獄書記 田中 忠九 監獄署第三課勤務ヲ命ス 佐賀縣監獄書記 波多江千代藏 佐賀縣看守 佐賀縣看守 兵藤 晃夫 月俸九圓給與 佐賀縣看守 佐賀縣看守 大塚 美彦 衛生掛ヲ命ス 看守長兼監獄書記 矢野 隆太郎 佐賀縣看守ヲ命ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス 押丁 小野 彦六 押丁ヲ命シ日給拾八錢給與監獄署第二課勤務ヲ命ス 請園 彦六 除服仕ヲ命ス 佐賀縣監獄書記 小野 康一 佐賀縣看守ヲ命ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス 古賀 種一

依願職務ヲ免ス

女監取締 田中 ワキ
 授業手ヲ命シ日給二十五錢給與監獄署第三課勤務ヲ命ス 内川 袈裝一
 御用有之長崎監獄署へ出張ヲ命ス 佐賀縣看守 西岡 峯吉
 授業手ヲ命シ日給拾貳錢給與監獄署第三課勤務ヲ命ス 小野 今吉
 授業手ヲ命シ日給貳拾五錢給與監獄署第三課勤務ヲ命ス 橋富惣左衛門
 御用出仕ヲ命ス 伊東 謙六
 御用有之唐津監獄支署へ出張ヲ命ス 佐賀縣監獄書記 松隈 健二
 女監取締ヲ命シ日給拾八錢給與監獄署第二課勤務ヲ命ス 村島 イチ
 除服出仕ヲ命ス 佐賀縣看守 内田與四太郎
 全 押丁 島内 林治
 御用有之三池集治監へ出張ヲ命ス 佐賀縣看守 内川 鎮治
 授業手ヲ免ス 授業手 谷川 義一
 全 富安 平藏
 全 橋富惣左衛門
 全 教誨師 後藤英太郎
 御用有之香川縣へ出張ヲ命ス 全 石田梅一郎
 佐賀縣看守ヲ命ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス 全 平川常四郎
 御用有之長崎監獄署へ出張ヲ命ス 佐賀縣看守 野口源次郎
 全 堀木伊三郎
 御用有之唐津監獄支署へ出張ヲ命ス 全 林 鉄太郎
 佐賀縣看守ヲ命ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス 全 木田 恒憲
 押丁申付日給拾七錢小松監獄支署請申付 全 石川縣看守 林 鉄太郎
 臨時備申付日給金二十錢 全 石川縣看守 長島敏二郎
 全 高田吉三郎
 看守教習課程卒業候事月俸八圓給與小松監獄支署請ヲ命ス 全 高田吉三郎

石川縣看守ヲ命ス看守教習所授業生ヲ命ス 全 石川縣看守 竹内千次郎
 十圓 全 石川縣看守 末廣與三郎
 九圓 全 石川縣看守 秋村三規知
 全 全 石川縣看守 加藤宗太郎
 全 全 石川縣看守 石田 貞幹
 月俸頭書ノ通給與 全 安江藤太郎
 月俸十二圓給與 全 石川縣教誨師 近藤 惠隆
 月手當七十錢給與 全 女監取締 松島 貞
 備申付月俸六圓給與第三課附屬 全 監獄書記 清水 正包
 歸署ヲ命ス 全 石川縣監獄書記 吉田 彬政
 全 石川縣看守 石川縣看守 前田 秀光
 依願看守ヲ免ス 全 石川縣看守 馬淵杖太郎
 監獄署第一課勤務ヲ命ス 全 石川縣監獄書記 吉田 彬政
 物品出納吏代理ヲ免ス 全 石川縣監獄書記 吉田 彬政
 依願職務ヲ免ス 全 石川縣監獄書記 吉田 彬政
 物品出納吏代理ヲ命ス 全 女監取締 北方 田鶴
 看守教習課程卒業月俸八圓給與 全 石川縣監獄書記 木藤 眞武
 女監取締申付日給金十七錢 全 石川縣看守 白尾幸太郎
 七尾監獄支署請申付 全 女監取締 吉倉 トメ
 門監申付月俸四圓五十錢給與 全 押丁 米村 政明
 七尾監獄支署請申付 全 押丁 高田 シゲ
 女監取締申付日給金十七錢 全 押丁 野竹 惣松
 押丁申付日給金十七錢 全 押丁 末村 榮治
 七尾監獄支署請ヲ命ス 全 石川縣看守 富永榮次郎

七尾監獄支署請申付 押丁 田中清三郎
 教誨師申付月手當金壹圓五十錢給與 全 高山 深志
 石川縣看守ヲ命ス看守教習所授業生ヲ命ス 全 教誨師 山崎 盛龍
 大分縣看守ヲ命ス月俸六圓給與教習生ヲ命ス 全 師子鹿久太郎
 全 後藤 定男
 全 工藤 定馬
 全 大久保 勝
 月俸九圓給與 全 大分縣看守 河野直三郎
 全 阿部喜三郎
 全 高木 晴男
 全 齋藤兵太郎
 全 池田 虎尾
 全 北島作次郎
 全 小川伊勢吉
 全 間部 正篤
 全 奥井 太郎
 全 三重野龍藏
 全 森永 義昭
 全 師子鹿久太郎
 全 佐藤 捨彦
 全 村上 策雄
 全 伊東弓次郎
 全 上田子之吉
 全 井上 忠一
 全 村上 恕軒
 全 村治 福馬
 看守ヲ免ス
 看守部長ヲ命ス中津支署請ヲ命ス
 中津監獄支署請ヲ命ス
 依願職務ヲ免ス

全 滿三年看守勤續ニ付爲慰勞金拾三圓五十錢給與
 月俸八圓給與 全 大分縣看守 西村與太郎
 月俸七圓五十錢給與 全 寺田 仁
 月俸六圓五十錢給與 全 岡 直太
 日給三拾錢給與 全 授業手 三浦 金太
 依願職務ヲ免ス 全 大分縣看守 栗林每三郎
 中津監獄支署請ヲ命ス 全 岡 直衛
 大分縣看守ヲ命ス月俸七圓給與 全 須藤 道國
 御用有之長崎縣へ出張ヲ命ス 全 矢野 熊太
 全 大分縣看守 大江 千里
 依願免本官並兼官 全 坂早縣監獄書記兼看守長 中川 靜
 依願免本官 全 非職坂早縣監獄書記 杉 直次
 依願監獄署ヲ免ス 全 坂早縣監獄署 天野 純一
 依願女監取締ヲ免ス 全 高知縣看守 澤田 悦次
 依願看守ヲ免ス 全 高知縣看守 黒原時次郎
 全 女監取締 黒原時次郎
 全 石川縣看守 佐藤虎竹太
 全 小松 券次
 全 松岡 眞清
 全 森田 平三
 全 宮尾 計則
 全 看守 續 慶太郎
 全 山本 金次
 高知縣看守ヲ命ス教習中月俸六圓給與

看守ヲ免ス
 高知縣看守ヲ命ス教育中月俸六圓給與
 監獄署ヲ命ス
 女監取締ヲ命ス
 監獄中村支署諸ヲ命ス
 高知縣看守ヲ命ス教育中月俸六圓給與
 監獄中村支署諸物件帳簿實地點檢内規ニヨリ諸物件及帳簿檢査ノ爲メ出張ヲ命ス
 高知縣看守ヲ命ス教育中月俸六圓給與
 石川縣看守部長 寺島靜二郎
 看守 青原 鏡造
 梅田五市郎
 和田熊太郎
 藤田力太郎
 伊藤米太郎
 河合 祐二
 吉藤 義明
 安藤 光敬
 吉田 季松
 田中 松藏
 吉田 義氏
 吉田 義氏
 同 人
 中村 環
 片山魯次郎
 吉田 藤作
 中西 榮吉
 能村 政吉
 細 菊太郎
 鎌田 記内
 長瀬 茂男
 加藤 勇吉
 三谷清二郎
 田村 克次
 中村馬之助
 中澤 正代
 福永 知行
 松島 久
 松島 久
 浦田鹿太郎
 監獄書記 入交 重行
 山本雄喜男
 小崎 伊織
 竹内喜久馬
 長尾藤四郎
 野島 壽盛
 野島 壽盛
 山本 重喜
 中村 忠直
 野口 清秀
 井上 方秀
 高知縣看守 岩崎 鶴龜
 島田 孝義
 森 駒吉
 石本 達喜
 西村 準馬

任香川縣看守長給十級俸
 依願看守ヲ免ス
 全上
 全上
 福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與
 依願看守ヲ免ス
 全上
 警視廳東鴨監獄支署へ出張ヲ命ス
 依願看守ヲ免ス
 依願職務ヲ免ス
 依願免本官
 監獄署授業手ヲ命ス但月俸拾圓給與
 在官滿二年以上ニ付金拾圓給與ス
 元非職監獄書記
 福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與
 全上
 全上
 依願看守ヲ免ス
 看守ヲ免ス
 香川縣看守部長 寺島靜二郎
 看守 青原 鏡造
 梅田五市郎
 和田熊太郎
 藤田力太郎
 伊藤米太郎
 河合 祐二
 吉藤 義明
 安藤 光敬
 吉田 季松
 田中 松藏
 吉田 義氏
 吉田 義氏
 同 人
 中村 環
 片山魯次郎
 吉田 藤作
 中西 榮吉
 能村 政吉
 細 菊太郎
 鎌田 記内
 長瀬 茂男
 加藤 勇吉
 山内 勇喜

全 監獄署諸ヲ命ス
 依願解職
 依願取締ヲ免ス
 女監取締ヲ命ス
 自今月俸七圓五拾錢給與
 自今月俸七圓五拾錢給與
 自今月俸六圓五拾錢給與
 看守教育科程卒業
 教誨事務視察トシテ監獄中村支署へ出張ヲ命ス
 給七級俸
 給七級俸
 給八級俸
 給九級俸
 非職ヲ命ス
 給八級俸
 給九級俸
 任香川縣看守長丸龜監獄支署在勤ヲ命ス
 任香川縣看守長給八級俸第二課長心得ヲ命ス
 第三課長ヲ命ス
 任書記給九級俸
 任香川縣稅局給九級俸
 香川縣監獄書記 兼看守長 金子 義實
 岸 沙
 岸 沙
 金子 義實
 津 沙
 香川縣監獄書記 水野 忠則
 全 看守長 菅原 正進
 全 看守長兼書記 牛尾謙二郎
 京都府看守長 田中鐵之助
 香川縣書記 水野 忠則
 全 看守長 高橋 万知
 全 看守長 藥師寺 朔天
 中山 龜次
 前田 保
 高知縣備 馬場 正吉
 女監取締 久保田嘉代
 野本 羊
 川口 一哉
 全監獄署備 北川小太郎
 全監獄署備 江澤 經雅
 高知縣看守 永野寅千代
 看守 川崎 直行
 看守 富田 文吉
 看守 宮内 許則
 看守 入野 真吉
 全 教誨師 天崎 紹圓

各地通信

龜田監獄支署教誨師松岡秀雄氏通信

去る七月二三四の三日間を以て本道各監獄教誨師會同を開き其職務上
 に関する要件を決議したり來會したる教誨師は九名にして其宗派番號
 及監名姓名は左の如し
 眞宗大谷派 壹番 十勝分監 教誨師 五峰 賢道
 貳番 根室支署 全 全 岡野 覺心
 三番 釧路分監 全 全 山田 正圓
 四番 空知分監 全 全 伊藤 智滿
 五番 龜田支署 全 全 松岡 秀雄
 六番 樺戶集治監 助勤教誨師 中島 剛吉
 七番 北海道監獄署 教誨師 光弘 祐吉
 八番 北海道監獄署 教誨師 菊地 大秀
 九番 網走分監 全 全 清水 信成

北海道各監獄教誨師會同決議

此際石川北海道廳典獄も支署巡回中に付該會同に臨席し又龜田支署長
 藤田氏同並河第二課長も傍聽の爲め出席せり會場は函館區東本願寺別
 院なり
 一本道教誨師の方針は眞宗の眞俗二諦とす

- 一因徒に對する稱呼は個人に對しては、其許、ソナタ、御前、總集に對しては、皆々、各、一同とし適宜之を用ゆる。
- 一教師の服装は平素には、マチナシ袴、昇衣、輪袷又又は咒字袷、總集教師には、直裰、輪袷、又又は咒字袷、大祭日、死刑執行、葬式には白衣、直裰、五條とする。
- 一本道教師は職務上打合の爲め毎年一回會同すると。
- 但し會場は地方監、集治監、輪番を以てし其會期は六月一日より一周間とする。
- 一教師に對する要件を本山へ報告する。
- 一全國教師へ其要件を上申せしむるを本山より訓示したる本山事務報告に登載せられんとを求むる。
- 一在監人に對する發受信中、教師に必要な事項を認むるべきに之を布演して適切なる教師を施す。
- 但し發信せざる者には其意志を尋ねて教師し又乃至親より音信なきときは教師より發信を促し若し返信なく居所不明なりと認むるときは手次寺寺院に照會し此際典獄等の承認を得たるものには其郵税を官費とす。
- 一幼年及び懲治人に對しては吾が宗義に基づき本人將來の幸福を主とし教師する事。
- 一死刑の言渡を受けたるもの、教師は宗意の安心を致くと。
- 一教師の方法は大集教師には真諦より俗諦に及ぼし工場教師には俗諦より真諦に及ぼす事。
- 一滿期放棄の者にして改悔の状態あるものと認定する標準は左項に據る。
- 一善教の念志厚きもの 一親屬の念志厚きもの
- 一品行方正にして着實のもの 一特點を謹守し教令を遵奉するもの
- 一作業に勉勵するもの 一獄則を護守し教令を遵奉するもの
- 一確定教師の時奉教の念あるものと認むる標準は左の欄ある帳簿に據る。

- 一兄弟姉妹の有無 一祖先の忌日 一父母の忌日
- 一本籍氏名年輪 一宗旨 一信仰 一教育
- 一入監前の職業 一備考
- 一個人教師の方法は個人教師室に呼出し先づ本人の意志を充分に吐露せしめ情状を酌量して適切なる教師を施す。
- 但し未だ個人教師室なき監獄に至急之を建設する。
- 一處罰教師の手段は監房に入りて親く接近し談話体に教師をなす事。
- 一役場教師は比較的効驗少なしと認むるを以て適宜之を施行する。
- 一分類教師は時機の至るを待つ。
- 一監房教師に便宜なるは囚人階級法の中に付き罪質を以て居房を別異する可すとす。
- 一總因教師に當り人員を制限するは時機の至るを待ちて實行すると。
- 一看讀書籍に個人的關係を省察して之を定むる。
- 一一定の教誨日表を書製し典獄(分監は分監長)の閱覽に供する。
- 一囚人看護用佛書を講義と典獄(分監は分監長)の閱覽に供する。
- 一個人教師を加ふべき者に於て内役に服するものは罷役一時前に引上げを要求し入房の上之を爲すべく若し外役に服するものなるときは其前日教師より係官に通知し内役に轉じ前全機手續をなす事。
- 一新入放棄の教師は可成個人的に施行する。
- 一囚人接見者あるときは父子、夫妻、祖父母に限り通知を受け見聞する事。
- 一教師係りとして書記、看守、若干名を置くことを典獄分監長に上申する。
- 但し脱帽中なるときは注目するに止む。
- 一教師囚人に對し品位を亂さるる事。
- 一教師上の要素として囚人の身分を評記せんとするに一號書式に則り帳を備へ置く事。

明治廿九年七月

調査委員 松岡秀雄
書記 伊藤廣吉
林連雄

●新潟縣監獄署通信

本月十五日發刊の協會雜誌第百號雜誌欄内に當縣高田監獄支署に於て既に三名の赤痢患者ありたり強ち監獄衛生の不行届と謂ふに非ず云々

と掲載有之右に該地方流行地となる以前より監獄衛生法に依り充分注意せしめ置新入者の如きは隔離の手續を爲し専ら傳播を防ぎ居り該患者の如きも既に居村に於て感染しつゝ若くは監獄署へ搬送途中糞濁に堪へ兼冷水を暴飲したる者の結果該患に罹りたるものにして監獄内に於て特發若くは傳染したる者一名も無之又右患者は一名全治に至らざる中滿期に際し該地警察官へ引渡し他は總て全治出監したる次第に候徐爲御參考實況申候也

明治廿九年九月廿九日 新潟縣監獄署 大日本監獄協會佐野尙殿

●宮城集治監通信

別紙人命犯罪歴表は單に數字を以て掲げたるも原簿は教師上參考の爲め囚人犯罪歴簿と十二月間一日より滿日迄の月日を上欄に設け下欄に囚人名被害人年號千支を區別し置けるものにて入監毎記入するものなり其原簿の一斑を掲げ左の如し

月	一	日
吉元	城宮	名囚
殺	故	名罪
治又	藤佐	被害
罪幸	治明	年號
助一	木々	名囚
殺	謀	名罪
クロ	木々	被害
辰王	治明	年號
		名囚
		名罪
		被害
		年號
		名囚
		名罪
		被害
		年號
		名囚
		名罪
		被害
		年號
		名囚
		名罪
		被害
		年號
		名囚
		名罪
		被害
		年號

強	初	強	強	強
正業に就きしもの	再ひ罪を犯せしもの	正業に就きしもの	正業に就きしもの	正業に就きしもの
未だ回答なきもの	未だ回答なきもの	再ひ罪を犯せしもの	再ひ罪を犯せしもの	再ひ罪を犯せしもの
計	計	計	計	計
上	上	上	上	上
再	再	再	再	再
強	強	強	強	強
以	以	以	以	以

表中載する所の特赦人員は成な舊法懲役終身刑にして明治廿八年十一月申各其原籍市町村役場に照會調製したるものなり

●熊本縣監獄署通信●

明治廿八年中放免内出獄後の行狀調

物	罪	行
盜	名	狀
三六六	の	事
三四	の	業
八	心	に
二	の	從
八	状	一
七	の	定
二	心	の
八	の	監
二	状	再
七	の	入
八	者	は
一	の	失
五	な	踪
八	き	を
一	も	原
四	の	籍
一	の	に
六	死	働
一	亡	住
八	合	又
七	計	の
三		監

熊本縣監獄署

賭博	一五九
毆打創傷	二七五
詐欺取財	二六六
賍物牙保	二二一
賭博	二六六
毆打創傷	二二二
詐欺取財	二二二
賍物牙保	二二二
賭博	二二二
毆打創傷	二二二
詐欺取財	二二二
賍物牙保	二二二
賭博	二二二
毆打創傷	二二二
詐欺取財	二二二
賍物牙保	二二二

器物毀棄	五
借用物毀損	五
詐欺受差札	二
委託物毀損	五
委託金毀損	五
家宅侵入	三
賍物故買	七
恐喝取財	一
監視規則違反	二
遺失物隱匿	六
賣淫謀合	四
誹毀	四
賣淫	一
罰金換利	二
科料換利	四
賍物寄藏	三
違警罪	一
上官暴行	三
官吏職務妨害	七
官吏侮辱	二
罪人藏匿	一
毆打致死	七
私書偽造	七
私書偽造	七
證書偽造	五
私印盜用	四
官林盜伐	一
家屋毀壞	九
賭房給與	一
賍物收受	九
欠奉養	一
賍物寄藏	三
違警罪	一
上官暴行	三
官吏職務妨害	七
官吏侮辱	二
罪人藏匿	一
毆打致死	七
私書偽造	七
私書偽造	七
證書偽造	五
私印盜用	四
官林盜伐	一
家屋毀壞	九
賭房給與	一
賍物收受	九
欠奉養	一

幼者誘拐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
監守盜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
過失傷	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一四四	九五	七四	三〇	三九	三六	二七	三三	二八	二九	二九	二九

明治廿八年申放免囚出獄後の行狀郡市別調 熊本監獄署

行狀	職業に従一定ノ職ヲ事シ改心業ナク改メシノ状ある心ノ状ある心ノ状	監者なきもつきつ	失跡ノ人ノ原籍に出移	死亡	合計
熊本市	九六	二六	二七	六五	二二三
飽託郡	一五六	一五〇	一三三	二二五	二九九
宇土郡	三三八	三四五	二八	五九	四九
玉名郡	七六	二八	一一	一六	一〇二
鹿本郡	一〇四	二五	二七	一一	一六六
阿蘇郡	七九	三四	二二	一一	一三六
菊池郡	七六	五三	三	二〇	一三〇
阿蘇郡	七六	二五	三	一六	一〇〇
上谷城郡	七六	一〇	三	二	九一
合計	二二二	一〇一	一〇一	一〇一	二二二

家に歸る事を得ずして悔み居たるもあれば又或る教師看守等の内には出水の爲め通路を絶たれ出動し得ざる者もあり程なりしも獄内の囚徒は毫も騷擾の模様なく平素の如く就役し居れり

(明治廿九年九月十六日近江新報)

● 膳所監獄署状況 今の膳所監獄は去る明治十七年中大津より移して新築し構造は西を正面として湖を背にし周邊は高き堅固なる土塀を周らしたる上に又今同七日以來の洪水に襲はれ防禦頗る困難なりと聞く在監の囚徒は昨午までは一千餘人を稱したれども漸次減少して即今は八百數十人といふに過ぎず今叫洪水の防禦は十八年洪水の時より當時同習に準備し居りて防禦に難きを有する某氏今も猶も勤慮し居るを以て一切の準備は典試業氏の建議を容れて十八年洪水時の水量を標準として之が用意を爲し洪水の憂はる監房の囚徒は之を高地の監房に移したるに水量は意外に高くして中々十八年洪水の比すべきところならず女監及び未決罪監も決罪罪監監房も幸に水床上に上らざりし床下幾かにす。餘さるる所迄は上り來り今も水に達せんとするの勢ありを以て水若し床上に上るるときは直に大津大谷派の別院に移すべしとて同院に遷會したれども同院は大津町の難難雜家若くは附近の香の既に充滿し居りて到底望むべからざるを以て己むを得ず醫内の事務官を移して正路に容るべしとの計畫を定め事務は倉庫内に於て取扱ひ何時にても急に應じ得るの用意を爲し置きたり他の監房は可れも水既に床上に達し深所は五尺以上に上り遠所も三尺に下らず破損の殊に大なるは湖に沿ふたる東面の土塀にして凡そ三十間は無難にも崩壊したるを之を支ふに俄かに櫓を作りて土塀を抱かしめ以て一時の防禦に供し居れり又此の土塀を作るには空處及び席

下谷城郡	一三	二五	二九	二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
八代郡	一〇	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
蘆北郡	一三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
球磨郡	一八	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
天草郡	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
合計	一四四	九五	七四	三〇	三九	三六	二七	三三	二八	二九	二九	二九

彙 報

● 東京集治監附近の水害 小菅集治監附近の水害に付き一昨日出張したる内務省警保局長は昨十七日午前四時頃一先づ歸省したるが同監は目下囚徒一千五百名内外にて長屋典獄此れを主宰し居れるが一昨十六日午後同監の向側即ち綾瀬川上流の方面に非常の出水にて同監と出水面とは僅かに四五間を隔てたるのみにて一時は頗る危険を極めたるも奔水は水戸街道の右手に向つて流逸したる爲め綾瀬の土堤は一ヶ所の小決潰はありたるも遂に同監内には浸水せざりしも川向ふの出水の一時甚だしかりし爲め其方面に居る或看守の妻女は夫の辨當を監獄に持ち來りたる處

(明治廿九年九月十八日やまご新聞)

の類を寄集めて署中高所の土塊を取り之を其の中に盛りたるにて積敷一萬以上に達したり且つ此等防禦工事の使役に供する囚徒は強壯にして品行正しく最も改善實跡を表し逃走の恐れ無きものにあらざれば就役す可からざるを以て八百の囚徒といふも雖も僅か二百人を得たるに過ぎず署員は八日以來歸宿する者なく一同晝夜を分たず破損所の防禦と囚徒の移監に忙殺せられたり八百餘人の囚徒が移され居る日前記の三監房にして疊五疊の上に十九人を座せしむる割合なるが故に寝るに足を延ばす可からず晝夜座したるまゝなるを以て囚徒は看守の眼を窺ふ一人足を延ばして痺を治するが爲めに三四人の囚人の囚人に起立せざる可からざるもあり窮窮の状を極め居れり而かも工場は早くに浸され居るを以て業務に就くを得ず幾んど其の無聊を極め居るより晴天の日は外に出して縄繩の業を執らしめ居れり囚人に對する差入物は十一日より一切禁止したり

(明治廿九年九月十七日國民新聞)

● 東京集治監の危急 頃日來の降雨にて府下南葛飾郡南蕨納川綾瀬川の堤防は河水溢溢の爲め昨朝來決潰の兆候を呈したるに付き右堤防決潰せば大子住地方は一面の湖水となるは必定同村元小菅御跡なる東京集治監も其危険を免れず頗る危急に迫つて居る由にて内務省に於ては直に警保局長監獄課坪井圃を出張せしめ夫々陸機の處置を爲さしめたる由

(明治廿九年九月十三日大津近江新報)

● 監獄移轉の計畫 膳所監獄署内は追々増水し來りたるを以て地盤高き監房二棟に押込あるも現員八百餘名なれば尙此上増水せば囚徒の始末に苦まんぞ當地の寺院を借受け避難の計畫を爲し居れり

(明治廿九年九月六日東北日報)

● 海嘯死亡看守の遺族へ扶助金給與 宮城集治監に於て海嘯にて死亡し

たる看守故中津山忠之進、秋山好義、小塚弁男、今野久五郎、男澤義平、野久石工門、山崎榮太郎、片山則次等八名の遺族へ扶助金百圓宛給與されたる由し又故中津山忠之進外七名の遺族へ他府縣監獄よりの義捐金一名に付金十二圓五十錢つゝ分罷されたり

(明治廿九年九月十六日茨城日報)

●土浦監獄支署在監囚徒の移送 香澄浦は人の知るが如く刀根川出水五六日後より増水し初むるより此程は余程増水し猶ほ追々増水の模様にて土浦監獄支署にある囚徒の如きは到底同署へ置くべからざるより一兩日中に百名計りを本縣監獄署へ移送する筈なり

(明治廿九年九月十一日東北新聞)

●雄勝濱宮城集治監分監の敷地 縣下雄勝濱宮城集治監分監は過般海嘯の爲め流失せしに付、今回更に高地を掘り再設せんと其の筋よりも再設費として千七百圓支出され外に全監の定額金より五六百圓を補助し不日起工に着手せんとのことなるが地處掘定は未だ決定せざる由

(明治廿九年九月十日日本)

●監獄制度の改良に就き 板垣伯内務大臣となりたる以來監獄制度改良の第一着として監獄署建築費國庫補助法案を帝國議會へ提出するの準備を爲し且就職後地方監獄の事に經驗ある人を採用して實行の任に當らしめんとの考なりし去れば今回内閣變動ありしも伯は辭表提出の兩三日前より茨城其他の諸縣へ官員を派して地方監獄教誨の實況を視察せしめ居るのみならず在監者邊善の模様等をも詳細調査せしめたる程なれば伯は内務を去るも必ず自由黨をして第十議會に向つて其所説を貫かしむるに至るべしとせり

(明治廿九年九月十八日日本)

●刑事人類學會議委員 客月廿四日瑞西國首都ピチアに於て開會の筈なりし萬國刑事人類學聯合會議へ出席の本邦員小河滋次郎氏よりの通傳に據れば氏は客月九日獨逸國伯林府を發してセチアに向ひ同會議へ臨席の後各地監獄制度を視察し本年七月十日再び伯林へ回リ來たる豫定なりとありたれば氏の歸朝は多分本年未頃なるべしといふ

(明治廿九年九月十五日讀賣新聞)

●絞首臺上の懺悔 北海道に於て強盜殺人あらゆる大罪大惡を犯したる齋藤甚吉と云へるものあり過る六月十一日根室監獄支署構内に於て死刑を執行せらるる死に臨むの覺悟は人性本善に復り死を以て罪を贖はんを決意せしと覺しく舉止頗る健氣なりき今之を記するに方り先づ絞首臺の模様を述べん絞首臺は監獄署の裏手南方の一隅にあり絞首臺は六本の柱礎に支へらるる長さ一間半幅一間餘の堅牢なる手欄ある木臺にして左右兩側の中興なる柱は太くして且つ高く臺上に貫き其上に梁木ありて梁上より二條の綱索垂下せり間はずして其絞首の料たることを知る臺の高は一問餘臺前に九階の梯子あり此の板臺こそ即ち人間の蛆にして一條の約束斷ゆると共に其板はギイガタンと音するを同時に忽ち地獄の門は開いて罪人は即ち柱梁にかゝれる綱索に釣られて三寸息絶え萬事休す絞首臺は故ふに二間四方高さ三問許の屋根を以てせり臺は南向にして臺前に三問餘の空地あり庭前に荒蕪を數き手桶柄杓の備あり

當日の死刑は午前九時應行の筈なるにより八時半頃より憲兵五名巡查六名、警察署長警部臨場し又檢事の認許を得たる參觀者三十名許來集すや

其死に當するは元より當然のみ何人も怒む所なし余は實に余の惡罪の

がて松山檢事正、竹田監獄長を始め數諸新聞野兎心師試管知地氏其他獄

(明治廿九年九月十八日日本)

ひて松山獄事正、竹田監獄長を始め教諭師岡野寛心師獄警知地氏其他獄

丁看守掛員執れも着席し九時少し過ぎしと思ふ頃罪人齋藤甚吉は三人の獄丁に擁護せられて臺前に來たり加藤辯護士が特に此日の爲に新調せし白の單衣に白足袋を穿り網笠目深に被りて徐々として歩み來れり彼が臺前に來るや刑手は其網笠を除けり渠の相貌果して如何久しく獄警に呻吟せしに關せず其面貌は肥滿して頰骨廣くて鼻眼觀察を一瞥し獄事正監獄署長等に一體して荒庭に坐せしが年餘三十二に見おれど實際二十七歳なり渠の兇暴なりしふを記する証據として頭上左部に二寸許の及傷の痕とも見ゆる大疵あり

武田監獄長は愼然として渠に向ひ死刑施行の事を懇諭す申渡す事あらば唯今申置けよとの命を下せしが渠は少しも悪びれたる氣配なく平然自若として在獄申請員の厄介となりしことを謝し更に教諭師及び其辯護士に對して謝意を表せられんことを望み一言の懺悔を爲さんことを望めり其願は直に許されたり彼は更に絞首臺上に於て之れを述べんことを乞ひ更に其許を得て再び紙の蠶を以て覆面せられ今や將に刑臺に上らんとして階段に足踏みかけの渠果して死を恐れざるが其脚は少しも顫はず一階又一階徐々として九階を上り終りぬ三人の刑手は渠を圍んで立てり渠は刑臺の上に坐して今や口を開きぬ、噫彼將に何を言はんさするや乞ふ聞け天地容れざる大罪人彼が最後の懺悔を

余は罪といふ罪、惡事といふあらゆる惡事を犯せり、父母の大柄の際も曾て其家に近きしことさへなく兄弟にも曾て人道を盡せし事なく常に彼等を苦しめし事あるのみ余は殺人罪の大悪人なり死は元より當然のみ余は畏れ多くも、天皇陛下の大命に依つて宣告施行せらるゝ此極刑に對して惡言を發すべき理由を有せず、余が如き大悪人の一人を殺すは他の平和なる四千餘萬人の生命財産を保全する爲にして

其死に當するは元より當然のみ何人も怨む所なし余は實に余の惡罪の世人を迷惑せしめし事を自ら感じて懺悔の情に堪へず云々
世は之れを言ふに當つて語勢少しも亂れず蕭然として説き終りぬ噫々此一言は即ち數ヶ月前まで世上あらゆる罪惡を犯せし兇漢が最後の懺悔なりき彼は既に充分其死に就き覺悟せるものゝ如し此簡單なる懺悔中には親に孝、君に忠なるべき所以を教へて残す所なきなり
渠は更に絶命の句を賦せんふさを請ひぬ而して渠に自ら言へり余は無教養にして美辭の何物たるやを知らず言ふ所詞を爲すや否やは知らざれども乞ふ和歌三首を詠ぜんとして

父母の智恵と慈悲とに照されて
迷の道を今ぞ忘れん

世の中に振り捨てられし罪人も

救ひくださる彌陀の慈悲は
待ち受けし誓の船に乗せられて

漕ぎ行く方は彌陀の淨土に

其口吟終るや臺下の釣糸に刑手の手の開るゝと見る間に堅板忽ち開けて絞索忽ち下り彼は臺下に垂下されたり斯くて絞臺に縊せられて微動するみさ幾回苦しきか樂しきか人は知らず五分間にして全く息絶えて齋藤甚吉は遂に現世の人にあらざるなりぬ

教諭師岡野氏の言に依るに彼は死刑の宣告を受けし後泰然として少しも動せず日に教諭師の言を聞いて深く自己の罪過を悔い來世の光明を望んで懺悔の念に堪へず佛名を唱へて死刑前は毎日六萬遍の唱名を爲し偏に佛果を祈り何時死刑の執行を受くることも毫も躊躇せざるの大覺悟を有したりと

(明治廿九年九月廿四日北陸政論)

●監獄幻燈會 富山縣監獄署員の權ほしに係る幻燈會は豫記の如く再昨夜富山市高等小學校体操場に於て開きたり頗る看守長田村亮吉、教誨師山下直登の両氏は交々映出する所の幻燈に就き家庭教育の必要より四人感化の状況に説き及ぼし滿場の聽者に感動を興へ解散したりといふ

(明治廿九年十月一日關東)

●少年の牢破り 前號に一寸と豫記したきたる如く去る二十六日の午後十時四十分頃本監獄内の拘留監を破獄して逃走したる二人の少年は孰れも風子僧の再來かと思はるほど悪事にかけては頗る妙を得し白徒にて一人は山形縣置賜郡宮内町平民谷坂(三四郎)と云ふものにて既に窃盜七犯に及びしものさ今一人は福島縣北會津郡石堂村大字湯本平民岡本留吉(十七)云奴にて兩人共目下未決監に拘禁せらるる身の上なるが元來當監獄の例として傳染病の流行する際には新入の未決囚は凡て數日間別房に入れて消毒を行ひ最早安全なりと認めたる後初めて本監に移すもなるが三四郎留吉岡人も新入の事とて無隔室なる別房に拘留されありしが最より惡事に長けし三四郎は其の時より脱獄の事を思ひ立ちしと見え留吉の外に同年輩の未決囚と都合三人なるを幸ひ兩人に相談しけるに留吉のみ其の意に従ひし今一人は應せざりしかば餘義なく二人にて密々相談を遂げ蚊帳の釣手に用ひし竹釘を抜きさり此れにて看守の隙をうかひつゝ日となく夜となく天上の裏板をコギリしかば堅固に造りし裏板も蟻穴と一般超らして割れ出せば二人は雀躍りして日の暮るゝを待ち居たりしが同夜十時頃ろ他囚の眠に就きしを幸ひ右裏板より腹び出で屋根と裏板との間より如何にしてか抜け出でけんらり飛び

居り六尺以上もある高嶽を二人にて僅かに一足つゝの足跡を残して雲を震さ何れに逃げ失せ今以て所在不明なりとの事なるが少年の身として破獄の手際頗る巧みにして同夜逃走せし際には恰かも某看守の交代せし許りにて殊に右看守が平生同僚中に勤勉家との評ある人にて當々注意よく三四郎留吉の兩人は同看守の立番せし所より僅か四五軒を距りたる道なごり塀を乗り越越へたるを知らざりしと兩人の惡事に巧妙なる此の一事を見ても眞に驚く可し

(明治二十九年十月六日富山日報)

●監獄署員の會議 昨日午後一時より開會、木名瀬典獄長席に就き司獄上必要なる諮問案を討究し午後二時閉會せり本會は會議規則に基き毎月一回舉行する者にて各課所の部分會は毎月二回以上開會の都合

(明治二十九年十月八日日本)

●監獄署建築費國庫補助法案 過般來内務省にて起草中なり監獄署建築費國庫補助法案(二十萬圓以上の工費に對し三分の一補助)は法制局の審査を経て内閣へ回付されたる由なるが愈々該法案が第十議會を通過するもするも豫定の如く毎年三ヶ所宛の監獄署を改築する事は地方經濟の上に於て此處三四年間は六ヶ數あるべしといふ如何とされれば本年各地の水害復舊工事費地方負擔額は一縣五十萬圓乃至三百萬圓に達し其れがため他の緊急工事も一時見合せざるべからざる有様にて現に奈良縣の如きは最も監獄改築の急務を認めたるさあなるなりしも今回の水害にて少からざる工費を要することになり其れがため古澤知事の如きは今回の地方官會議を期とし大に復舊工事の計畫を内務大臣と協定せん考に立至りたる程なれば其他の諸縣に於ても無論大同小異なるべく總て同法の實行も急の間には合はざるべしと云ふ

再版廣告

看守服務要綱全一冊

本編二十八錢
仮綴二十三錢

前内務省大 臣野村子爵閣下題辭
内務省警保局長小野田元熙君序文
内務省監獄課長法學士浦太郎君序文
内務省警保局監獄課坪井直彦君序文
内務省警保局監獄課印南於苑吉君序文

本會に於て出版したる該書は幸ひに監獄社會に好評を博し各府縣多くは看守教習書として採用せられたり既に先般豫約出版の分は悉皆配付し終り餘部一冊もこれなく尙諸縣より御申込の向少なからず之に應ずる能はざるの遺憾あるを以て茲に再版に附せむと欲す御希望の署員は各監獄一纏めとなし該主任者を定められ本會へ御申込あらむことを希ふ

尙主任者なくして一個人より御申込の向は前金に非ざれば發送不致候間此旨併せて御承知置願度候

明治二十九年九月

大日本監獄協會